

令和3年第3回定例会

(第3日)

令和3年9月13日

令和3年第3回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和3年9月13日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（15名）

- 1番 葛西 勇 人
- 2番 山谷 洋 朗
- 3番 中 畑 一二美
- 4番 石 田 隆 芳
- 5番 工 藤 貴 弘
- 6番 工 藤 秀 一
- 8番 長 内 秀 樹
- 9番 佐 藤 保
- 10番 山 田 忠 利
- 11番 大 澤 敏 彦
- 12番 原 田 淳
- 13番 桑 田 公 憲
- 14番 齋 藤 剛
- 15番 工 藤 竹 雄
- 16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（1名）

- 7番 福 士 稔

○地方自治法第121条による出席者

市 長	長 尾 忠 行
副 市 長	古 川 洋 文
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総務部長兼健康福祉部理事	對 馬 謙 二
総務部総務課長	佐 藤 崇
企画財政部長	西 谷 司
市民生活部長	欠
市民生活部市民課長兼選挙管理委員会事務局長	今 井 匡 己

健康福祉部長
尾上総合支所長
経 済 部 長
建 設 部 長
碓ヶ関総合支所長
教育委員会事務局長
平川診療所事務長
会 計 管 理 者
農業委員会事務局長
監査委員事務局長

工 藤 伸 吾
工 藤 敢 司
對 馬 一 俊
原 田 茂
齋 藤 茂 樹
三 上 裕 樹
宮 川 厚
三 上 庚 也
小 野 生 子
成 田 満

○出席事務局職員

事 務 局 長
総務議事係長
主 事

小田桐 農夫吉
河 田 麻 子
對 馬 賢 也

○議長（桑田公憲議員） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、議場内の議員、理事者並びに傍聴者の皆様に申し上げます。携帯電話、タブレット等をお持ちの方は、音の出ないような操作をお願いいたします。

暑い方は、上着を脱いでも結構でございます。

また、本定例会中、新型コロナウイルス感染予防のため、本会議場の扉を開放し密閉空間とならないようにしております。

なお、会議中は常に、マスク等の着用をお願いいたします。

7番、福士 稔議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

また、市民生活部長について、本日、欠席する旨、市長より報告がありました。代理として、市民課長が出席しておりますので、お知らせします。

ただいまの出席議員は15名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

質疑応答の時間は、おおむね1時間以内とします。

また、議会運営申し合わせにより、一般質問通告一覧表と関連のない質問及び答弁を求める者以外への質問は、原則として許されませんので、御注意ください。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方に分かりやすい質問を、また、理事者側においても同様の答弁をお願いします。

それでは、一般質問を行います。配付しております一般質問通告一覧表のとおり、本日は、第5席から第9席までを予定しております。

第5席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。

工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

（工藤竹雄議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

○15番（工藤竹雄議員） おはようございます。一般質問の2日目でございます。ただいま、議長から一般質問の許可を得ました第5席、15番議員の工藤竹雄です。通告に従って、質問を順次いたしますので、明瞭簡潔な答弁をお願いします。

1. 改修工事後の健康センターの活用について。平成11年度より供用開始した平川市健康センターは、福祉行政の健康づくりに、住民から愛され、親しまれ、多くの人たちに利用されている施設であります。健康面等の各種事業においても、有効活用された平川市拠点施設でもあることから、①健康センターの運用・設置の目的についてお伺いします。また、健康センターに設置しているのぼり旗に「目指せ！健康長寿のまち平川市 健康づくり宣言のまち」とあるが、その健康長寿の考え方と、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指すための最重要課題は何だと考えるのかお伺いします。

さらに、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指すために、健康センターを最大限活用すべきと考えるが、現在実施している事業以外でやるべき事業の考えはないのか、市長の御見解をお伺いします。

②商工会への賃貸有無等について。令和3年6月4日の6月議会開会後に、健康センターの改修工事に関わる議員説明会が行われ、その説明の中で、余裕スペースを平川市商工会が使用するという報告がされたと記憶しているが、賃貸契約等の有無はどうか。

また、あり得るとした場合、1点目、賃貸の理由。2点目、賃貸期間。3点目、商工会は、公共的団体等に該当すると思うが、行政財産を使用することはいろいろな関係法規等に抵触しないか。以上について、市長の答弁を求めます。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは、健康センターの運用・設置の目的についてお答えいたします。

平川市健康センターは、議員から御指摘もありましたが、平成11年に建設され、市民の健康増進、健康管理体制を確立し、総合的な健康づくりを図ることを目的として設置しております。現在、各種健康診査や予防接種、健康相談及び保健指導のほか、子育て支援や介護保険、障がい者及び生活保護に関する手続など、健康福祉関係の業務を行っている施設となっております。

次に、健康長寿の考え方についてお答えします。

健康長寿とは、自分の健康は自分で守ることを基本とし、お互いに支え合いながら健康づくりに取り組み、心身ともに自立し、健康的に元気で長生きすることと平成27年に健康づくり宣言をしております。

続いて、健康長寿のまち青森県ナンバーワンを目指すための最重要課題については、健康長寿を目指すに当たり、糖尿病や高血圧といった生活習慣病の発症を未然に防ぐ一次予防と、心筋梗塞や脳卒中といった生活習慣病による合併症の発症や症状進展などを防ぐ重症化予防が課題であると捉えています。

最後に、健康長寿青森県ナンバーワンを目指すための、健康センターを活用した現在行っている事業以外でやるべき事業についてでございますが、現在、健康センターは、乳幼児から成人までの健診、年代や各種ケースに応じた相談業務、健康に関わる講座など、健康づくりに関わる事業で活用しております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、健診の受診控えや運動の機会を逸したことによる運動不足など、これまでの生活習慣を維持できない状況となってきており、市といたしましては、新たに事業を展開するのではなく、現在実施している事業の再構築を行い、健診の受診率向上や各種健康づくり講座などへの参加者の増加を図り、市民の健康に寄与する事業を継続していきたいと考えております。

商工会への賃貸有無等についての御質問につきましては、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 私から、平川市商工会への賃貸の有無等についてお答えします。

まず、賃貸契約等の有無についてでございますが、行政財産につきましては、財務規則にのっとり、全て使用許可にて使用させております。

商工会に健康センターを使用させることができる使用許可理由としましては、行政財産である健康センターに余裕スペースが生まれることから、有効活用の1つの案として

検討しております。また、商工会につきましては、営利を目的としない、特定の個人や団体の利益のために活動しない、特定の政党のために活動しないといった商工会法で定める基本原則に基づき設立された団体であり、長年にわたり当市の経済発展に寄与してきた公共的な団体であることから、使用について検討してきたところでもあります。

次に、使用許可の期間についてですが、財務規則において、行政財産の使用の許可期間は1年を超えることができないと定められております。引き続き使用する場合には、更新手続により使用許可を受けて、使用することになります。

最後に、商工会に健康センター内の余裕スペースを使用させることができるかについてですが、地方自治法第238条の4第7項においては、「行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができる。」また、平川市財務規則第211条第1項においても、行政財産は「直接又は間接に市の便益となる事業又は事務に供するとき」は使用を許可できると規定されております。

このことから、商工会に行政財産の使用を許可することについては、問題ないものと認識しておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 健康の関係からちょっと行きますけれども、私、一度平成30年第2回定例会で、健康長寿の関係で議論したことがございます。それで、今特定健診あるいはがん検診、これ年齢で健診しています。それを何とか若い人たちに実施できないのかと。そのとき市長の答弁では、特定健診は30歳以上、がん検診は40歳以上というような答弁で、できるならば若者、高校生、30歳以下でもそういったことを検討するという答弁でありましたけれども、その検討について先に答弁求めたいと思います。検討、どういうふうになっているのか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 若年層に対する健診、いわゆる受診勧奨の件だと思えますけれども、今、工藤竹雄議員が言われたとおり、30歳以上と40歳以上のがん検診のところは言うまでもなく継続されておりますけれども、高校生の健診の件についての検討は、まだされておられません。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 結局、この健康長寿というものを考えたときに、やっぱりこれは青森県ナンバーワンを目指すため、この前の3期目の市長選の所信表明のところで答弁されたけども、なかなか厳しいようなことを言っていました。

ただ、やっぱりこれ上げるには、特に小学校とか、そういう小さい子供たちから、どんどんどんどん健診をさせる。私、これ一番だと思うんですね。さっきも市長の答弁の中で、生活習慣病って非常に大きい問題で、私もこれどう解釈すればいいのか分かりませんが、これらを本当に一次予防するためには、本当に若年、道徳の中でもいいですけれども、そういったいわゆる保護者等の勉強っていえばいいのか、そういう講座っていえばいいのか。これから守っていかなければ、絶対に年齢がいき次第、病気になるわけではないだろうけど、やっぱりそういう対策が必要ではないのかと、私はそう思っていますけれども、その点についてはどうですか。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 議員御指摘のとおり、健診を受ける前の世代に対する勉強といえますか、認識を深めていただくということは、非常に大事なことではないかというふうに思います。ただ健診に関しましては、それぞれ年代を経て、病気が重症化あるいは多発していくという傾向がありますので、一概に全て小学校の世代から健診するということによって、発症が分かるというようなことではないというふうに私は認識しておりますので、現在の30歳以上あるいは40歳以上、こういう国の定めた健診期間といえますか、その時期を逃さず、しかも多くの市民の皆さんに健診を受けていただいて、自分自身の状況を把握していただくことが、大事ではないかと思っておりますので、そういうふうな形での推進をしてみたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 私はただ国、国でなくて、青森県ナンバーワンにするということでは、やっぱり自主財源を使って実施すべきだと思いますよ。一旦かかってしまったら、なかなか治らない。さっき市長も合併症、糖尿病の関係もいろいろなお話をしました。

私、平成30年の質問のときは、滋賀県を対象にして、どれだけ健診というか、がんの確率っていえばいいのかな。そういったことも尋ねています。滋賀県で例えば1なら平川市は1.8から2と。倍ということですからね。それだけ健康を重視している県はたくさんあります。ですから、独自にそういったことをやって、青森県ナンバーワンを目指してほしいとそういうふうに思っております。

そしてまた、これからやる事業もないということでしたけれども、市長はさっきも健康ということをちょっと説明されました。それで私は、前にも市長に元気とは何ですかと聞いたら、笑いながら元気は元気だろうと答弁していますけれども、私、そういうことを聞いているのではないんです。もっと詳しい中身が欲しかったんです。それで私は、健康はいわゆる元気プラス体力、あるいはまたプラスアルファもあるかも分かりません。ある辞書によると、元気とは何か。活動の元になる気力・活力にあふれていることとなっている。本当はそういう、元気はこういうことだって辞書から取っても、そういう答えが欲しかったんだけど。体力とは、人間の活動の基礎となる身体的能力、体格、筋力、瞬発力などの行動力、あるいは環境の変化に耐えられるような抵抗力と。じゃあこれらをやるとしたなら、どういうふうな健康づくりをしなければならないのか、と私は考えているんですけれども。市長、今これ聞いてどう思いますか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） まず、議員のほうから滋賀県と比較しての御質問がございましたが、いわゆる平均寿命からいきますと、これは日本全国を見ても、西高東低といえますか、どうしても西のほうの平均寿命が高くて、東のほうへ来ると平均寿命が短いというような傾向があります。これは地域の環境、また、同時にふだんからの生活習慣、それが影響しているのではないかとされておりますが、私自身もそういうふうに考えております。

ですから、生活習慣をいわゆる西側といえますか、大阪府以西のほうに倣うといえますか、そういうふうなことも必要ではないかということで、健康づくり宣言をして以来、様々な市としての対応、例えば塩分測定器をお渡しして減塩、塩分摂取を少なくしてい

ただとか、また、今やろうとしています子宮頸がんのワクチンのこととか、そういう予防等も考えながら健康づくり、何としてもこの平均寿命を青森県の中で、もっともって高めていこうということで、様々施策をさせていただいております。

議員がおっしゃいました元気について、気力あるいは活力にあふれているというようなことをございますけれども、元気そのものは肉体的なものと精神的なものに分けることができると思ひまして、その両方がマッチしてこそ、まさに元気であふれる高齢者になっていくのではないかというふうに思ひます。サミュエル・ウルマンという詩人が青春という本の中で、青春とは年齢の一時期を指すのではないというようなこともありますけれども、やはり心のありようによって、元気というのとは違ふのではないかというふうに思ひしております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 健康づくりというのは非常に難しい。自分の体すら保つのも本当に大変だということは、私自身もそうなんですけれども。市長、いろんな健康づくり、てんとうむし体操とかなんとかいろいろやってる部分もあるんですけど、これ市長、全市民に聞こえるようにラジオ体操、うちの中でもいい。明るいときは外でもいい。冬場はちょっと無理かも分からないけれども、そういう考え方持っていますか。作業に入る前ラジオ体操やると、非常に体にいいんですね。そういう考えあったらお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） てんとうむし体操に関しましては、高齢者の皆さんに集会施設とかに集まっただいて、指導員の方がついて体操を行っております。いわゆる集いの場みたいのもそれらの対象になっていると思ひますが、そういう場所を通じながら、健康づくり、高齢者の方々が少しでも体を動かして、健康につながるように、平日頃から運動することを心がけていただきたいというふうに考えております。

市民全員と一緒にラジオ体操を行うようにしてはどうかというような御提言と思ひますが、それは市民全員が一緒の時間にそういうことができるのかどうかということもございますので、この件は検討させていただきたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 人によっては忙しくてできない部分もあるだろうから、自分の時間を割いて、できるのであれば朝の運動するとか、昼間であれば昼間の運動でもいいですけれども。体操みたいなので、元気になるのではないのかなとそう思ひしております。

次に商工会の賃貸の関係へちょっと入りますけれども、私も説明受けたときに、経営が難だと、そういうような説明もございました。さっき答弁の中で、総務部長も言いましたけれども、商工会はいろんな仕事はしてると思うんですけれども、市のためにもやってると思うんですけど、一番大きいのは、地域の小規模事業者が加入する非営利団体ですけれども、経営の改善のための指導を行うというのは、これは本当の大きな商工会の事業だというふうに私考えているんですけども。そうするといろんな企業の経営状況を見たり、そうしたことで改善をするなど、そうしたいわゆる指導ですよね。自らの商工会自体が経営難ということは、人に教えて自分たちの経営状態はどうか。その

ために健康センターを借りるんだと。そういうことであればちょっとおかしいような感じするんだけど、その点はどうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 商工会が経営難であるということで、この施設に入るのではというふうな御質問でございますけれども、まず商工会のほうで、新しく施設を建てるということは非常に厳しいのではないかとというふうに推測はされますけれども、やはり私どもは、商工会の経理の状況については、細かく云々かんぬんという報告はございませんので。ただ決算状況を見れば、それこそ市からの補助している部分もございまして、経営難であるというふうなところについては、承知しておりませんので、厳しいとは思いますが、経営難だというふうなところまでは、私のほうからは答弁できない状況でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 商工会等のいわゆるこの団体については、行政で監督できるんですよね。地方自治法第157条、指揮監督ができるんだと。だから帳簿も見れますし、必要な書類の提出もしていただける。そういったこと、今まで実際実施しているのかどうか。経営難、厳しいというようなことで、何で厳しいのか、そうしたことも帳簿等を見てやっているのか。それで厳しいだとか、経営が難だとかそういうふうになっているのか。地方自治法第157条にあるんですよ。その点についてはどうか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御質問の地方自治法第157条に規定するというふうなところだと思うんですけども、普通地方公共団体の長が指揮監督することができるというふうなつくりになっているんですけども、確かに補助している団体ですので、補助している分については監査も受けてますし、状況は分かるんですけども、細かい中身の経理については、私どもでチェックといたしますか、そういうところについては、現在そこまで確認はしていないのが現状ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 指揮監督できるが、具体的な内容が分からない。非常に遺憾だと思っております。

もともと商工会の経営というのが、いわゆる自分たちの会費、加入されている方の会費、あとはそのほかの手数料、使用料、その他とあるんですけども、うちのほうでも令和2年度の決算見ると505万9,000円を補助金として出してるわけですよ。どういう内容なのか分かりませんが、自分たちの会費を持ってやっている団体であるということなんです。それに行政が一生懸命、補助金、事業内容分かりませんが、どんどんどんどん波及していいのかという問題もあるんですけども。

それで、先ほどの答弁の中で、賃貸借になるのか、一応そういう考えもしてるんだと、それで期間については1年を超えなければいい。超えた場合はまた再契約するというようなことであります。それでこういうことがあるんです。公の施設、地方自治法第244条第1項にあるんですけども、公の施設は、広く市民一般に利用されるべきものであり、条例で指定する重要な公の施設については、特定の団体や個人に条例で定める長期間にわたって独占的利用に供する場合は、他の一般住民の利用を不可能にすることになるん

だと。ですからさっきの法律、総務部長言いましたけれども、これと違った考え方で説明しております。今、私この読んだ部分についてはどういう解釈されますか。正しいという認識されますか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 議員御質問の地方自治法第244条第1項のことでよろしいと思いますけれども、この中には「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義されております。ただ、私どものほうでは、重要な法の施設の条例で定める、長期かつ独占的な利用をさせようとするということというふうなことを鑑みまして、重要な法の施設とはということになります。この重要な法の施設というふうなところは、現在条例で定めることになってますけれども、平川市では条例で設定しておりませんので、そこの重要な公の施設に該当しないということで考えてますので、商工会については議員御質問の地方自治法244条第1項のところで、「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」というふうなところには該当しないのではないかとこのように考えます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） では、この目的何だっただけ。いわゆる健康センターには条例があるんですね。さっき条例の目的の答弁いただきました。それには、ほとんど福祉関係のようなことを言われたと思うんですけども。じゃあ条例と別な法律と整合性はどうなのか。どっちが正しいのか。ただ貸すために、別な法律を持ってきてその方向でやろうとしているのか。それとも、健康センターの条例に従って事をなしていくのか。その点、簡単でいいです。どっちが正しくて、どうしても貸したいために、そっちの法律を無理して投入されているのか。その点、簡単ではっきりと答弁してください。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず、賃貸借の貸借契約という部分は条例制定していませんので、それはできないと。あくまでも使用貸借というふうなことで、使用許可することとする予定であります。それについては、使用許可できる期間が1年以内と定められておりますので、一旦使用許可しまして、その後は再契約をするというふうな形で、現在貸借契約の条例は制定されませんので、そこについては今後また、検討しなければならない部分もあるんですけども、現在はその条例がないので、あくまでも使用許可というふうな形で対応する予定です。これについては全て同じです。

また、工藤竹雄議員おっしゃるように、あくまでも商工会については現健康センターに余裕スペースが生まれるということで、使用許可するというように対応していきたい。あとは、公共的な団体であるということと、2つで使用を許可していくという方向性でありますので、何とか御理解よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 健康センターの使用については、ほとんど今1日借りる、2日借りるって、皆許可制ですよ、申請してね。ただ、この年数について、何日とか何もうたってません。特に1年未満とか、以上とかって私はとんでもない年数であるなど。

ですから、先ほど私が読んだ一般市民は不可能になる。1年もやるということ、本当にこれは正しいのか。まるっきり特定の団体にやるということは考えられない。条例は

福祉の関係をうたってるし、利用する人は申請書を出して借りて物をやる。1年、本当にそれで正しいんですか。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 現在使用許可で貸付けしているほかの団体もございますけれども、1年以上というふうなことは、条例制定していませんので許可できないということでもありますけれども、仮に今現在、健康センターは福祉施設ですけれども、本庁舎ができて、健康福祉部が全て本庁舎のほうに移動になります。そうなった後については、平川市健康センター条例は改正して、様々な形の目的に合った庁舎の名前を設定していきたいとは考えてますので、そこについては条例改正も考えているということで、工藤竹雄議員、今現在健康センター条例で福祉施設ということをやっているのにお話でありましたけれども、そこについては後々また平川市健康センター条例のほうも改正して、新たな条例を審議していただくというふうな形になっていきますので、その後には検討していきますので、よろしく願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今の答弁聞くと、このために条例を直すと。どういうことなんです。条例を簡単にそう直すことができますか。議会で承認しない限りはできませんけれども、そう簡単に決めた条例に違反すると行政が乱れてしまうんですよ。そう簡単にできますか。そのためにやるのであれば、私は非常に遺憾だとそう思っていますよ。長くは要りません。簡単でいいです。聞こえないっていうからちょっと高めに。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 簡単に条例改正ということをはなしているのではなくて、あくまでも、現在は健康センター、福祉部門の重点拠点施設ということで、健康センター条例あるんですけれども、やはり本庁舎が開庁になりますと、福祉部門が本庁舎に移るので、今の健康センターについては、機能が変わってくるということでありまして、そこに空きスペースも生まれるということから、条例改正を考えて、当然議員の皆様にも御審議いただいて、改正していきたいということでございますので、何とか御理解をお願いします。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） 今こういうこと言っても、終わってしまったことだからしょうがないけれども、もともと健康センターに部署入れることに私は大反対だった。新庁舎にみんな入れなさいと。だから、こういう部署も入るから問題が発生するんですよ。最初からみんな入れておけば、何も問題ない。そのために条例を改正するなんて、この行政機関のやり方がこれで正しいのかと本当に思ってるんですよ。

それで、ここに他の団体が入るということは、不特定多数の人が出入りするわけですよ。実際今ちょっと参考までに言います。健康センターの会議室の利用、令和元年です。310件。ふれあい交流室の利用、254件。これトータルすると564件ですよ。例えば会議に20人出席したと、出入りしたと。そうすると1万1,280人も会議室とか部屋を使ってる。そういう人たちが出入りするってことは、いわゆる不特定多数の人が入るんだけど、そうすると個人情報とかプライバシーの問題、それらに関することにも、不安感になるのではないのかな。あるいはまた、そこに建設部の職員が一応入る予定でしょう。その職員たちでも、私は敬遠するだろうな。気がかり、心配、不安、いっぱいあると思

いますよ。それはなぜかという、関係業者等の出入りも多いということ。当然情報の漏れと、あるいは精神的な苦痛もあるだろうと思うし、さらにはそこに適応指導教室も設けるわけだよね。例えば出入口が別になっても、やっぱり敷地内では目も合うだろうし、そうした個人情報、そういったこともみんな考えたときに、私はそれ白紙撤回すべきだと、そう思っていますけれども。これは市長でねば駄目だな、市長。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員のほうから、健康センターに商工会が入るのは白紙撤回すべきだというふうな御指摘がございましたが、私どもとしては、あくまでもこの健康センターに関しましては、新しい庁舎ができた場合、健康福祉部が新しい庁舎に入っている。そういう中で、現在の健康センターの使用目的が変わるということで、その条例改正をしながら対応していきたいということでございますので、御理解いただきたいと思いません。

情報漏れが出たりするのではないかというふうな御指摘もございましたが、これはもしほかの部署が入った場合でも、それぞれ情報漏えいがないように行政としては対応してまいりたいと思えます。

また、適応指導教室に関しましては、これは教育委員会の近いところに適応指導教室を置いていただきたいという要望もございまして、その場所を探した中で、教育委員会が今度は新しい本庁舎に入りますので、その中であって近いところを探した中で、健康センターのほうに適応指導教室あるいは幼児サポート教室、これらを入れて対応してまいりたいというふうなことでございますので、議員の皆さんにも御理解いただければというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） さっき言ったみたいに、不特定多数の人が出入りするから、親たちが当然不信感を抱くだろうと、そういった人たちにプライバシーの問題絡んでくるとか、職員たちに対する情報漏れとかもあるんだろうけど。そうした関係、子供たち、あるいは親、当然目が合うでしょう。目も向いていくと思うんだけど。では、そこを利用した本人または保護者、やっぱり不安というのが私大きいと思う。そういうことも、本当に考えてやっているのかな。それが大きいから白紙撤回にきなさいと。だはんで私の言ってることを、理解してないような感じもします。そういう人たちというのは、もっと大事にしないでいいのではないですか。ただ教育委員会のそばに置くからいいとかの問題でなくね。そっちのほうが、私は大きい問題だと、そういうふうに思っているんだけど、簡単に。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 適応指導教室のことについてのお話でございますけれども、いわゆる不特定多数の人が入るところに適応指導教室のお子さんたち、あるいは家族の皆さんが来るのは、いわゆる不都合といいますか、そういうことだという御指摘でありますけれども、それは設計の段階で適応指導教室を、現在は今の相談室のところに設置するというようなことでございますけれども、社会福祉協議会、今ありますけれども、そちらの奥のほうに現在使われていないプール等もございまして、もし親御さんたちと御家族の方とも相談しながら、そっちのほうが望ましいというようなことであれば、そういう

ふうなほうに移動することも可能ではないかなというふうに思っております。

全て本庁舎に入れたらいいのではないかと、というふうなお話もございました。しかし、この本庁舎の建設に関しては、議会の中でも様々御議論いただいて、できるだけお金をかけないで小さくしてほしいという、面積も少なくしてほしいという要望の中で、現在のスペースをようやく確保したということがございます。本来であれば、建設部も一緒のところに入って、新しい庁舎の中に全ての部署が入ることができればよかったです。それがかなわないというようなことで、現在の状況になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） また適応指導教室変えるとか、じゃあ最初の設計は何なんだろうと、非常にそれも疑問に思ひ、質問したことを全然考えてなくて設計をしたなど、そう思ひてますよ。当然こういふことを考えたならば、今になって設計当初と変えまじすとか、まあ変えるなら変えてもいいだろうけど、それはやっぱり指摘されて変えるんじやなくて、こういうところを使った場合、どういふ影響出てくるのか。そういうことを最初から理解しないままに設計してただけでしょう。それでは駄目なんです。私から言ひさせますとね。

第2の質問に入ります。2. 除雪管理システム業務について。

①システムの概要・構成について。平川市では昨年より除雪管理システムを導入しているとのことですが、どのようなシステムなのか、その概要についてお伺ひします。

②メリット・デメリットについて。除雪管理システムを導入したことにより、メリット・デメリットは何であるのかお伺ひします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願ひます。

○市長（長尾忠行） 工藤竹雄議員御質問の除雪管理システムは、市が委託する全53工区の除雪車を対象に昨年度から導入し、試験運用を経て、今年度より本格運用するものであります。

このシステムの概要と構成及びメリット・デメリットについての御質問につきましては、建設部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 私から初めに、除雪管理システムの概要と構成についてお答えいたします。

除雪作業時に、各除雪車へ搭載したGPS端末が、位置情報と稼働状況を管理サーバーへ送信いたします。GPS端末より送られてきた情報は自動処理され、システム内の地図上で稼働状況を確認することが可能となっております。また、作業日報や予算管理等についても、自動集計されることにより事務処理の軽減が図られるシステムとなっております。

次に、除雪管理システム導入のメリット・デメリットについてお答えいたします。

まずは、メリットについてお答えいたします。主に3つのメリットが挙げられます。

一つ目が正確な位置情報の把握であります。位置情報を基に、委託契約している路線と実際に作業している路線が適合しているかの検証が容易となります。また、市民から除雪出動状況について問合せがあった際にも、委託業者に確認することなく、システム

の情報を基に迅速に対応することが可能となります。

二つ目が事務作業の軽減であります。これまでは、委託業者より提出される作業日報の検収及び集計作業には、膨大な時間を費やしておりました。システム導入により、これらの事務作業が自動で作成・集計されることから、委託業者と市の双方で事務作業の軽減につながります。

三つ目としましては、新型コロナウイルス感染症対策であります。システム上で稼働状況の確認や日報の受渡しをすることにより、委託業者との接触機会を減らすことで感染対策につながると考えております。

次に、デメリットについてお答えします。

一つ目は、システム運用上、降雪状況にかかわらず固定経費が発生することです。システムの使用料、通信料や保守料等で年間約220万円の費用が見込まれます。

二つ目は、GPS端末の不具合が発生した場合であります。厳しい環境下で除雪作業をしておりますので、気温の変化や振動等により、端末に不具合が発生することも想定されます。このため従来使用してきたタコグラフも併用する必要があります。

メリット・デメリットについては以上となっております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） この山地部を除いた平場地区の除雪の出動回数がよく言われるんだけど、異なっている、違っているなどがあります。その理由を教えてください。平場の除雪の出動するしないの回数が異なっている部分があるので、それは何の理由で違うのか。普通、基準でいくと、降雪が10センチメートル以上の場合ですよね。8センチメートル程度以下であっても、状況によっては出動するというようなこともあると思うんだけど。なぜ出動が違ってくるのかお答えください。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 稼働状況の差についての御質問かと思いますが、まず平賀地域の平野部と尾上地域の差を、昨年度の場合でひもといて比べてみましたが、降雪10センチメートル以上の日については、おおむね差がなく同じ日に出動しております。差が出てくる要因として考えられるのが、まずは吹きだまりが発生しやすい工区の場合です。まず、吹きだまりの工区、平賀地域が12工区、尾上地域が4工区となっております。この吹きだまりについては、降雪にかかわらず風の状況等で発生しますので、これについては差が出てくると感じております。

それからもう一つ、朝方に降る雪のことでございます。通常除雪については、委託を受けた業者については、前の晩の10時ぐらいから朝方3時ぐらいまで、約1時間置きに外の状況を見ながら、出動の可否を決めている状況にあります。ただ、近年ワンシーズンに何回かございますが、4時過ぎ、5時であるとか、その時間帯にどか雪が降られますと、これについて出動の判断がまちまちであったと。これについては、業者によっては朝7時までには除雪を完了するという除雪仕様になってございますので、それまでかけてできる範囲でやる業者もありますし、その日は全く手をかけずに、その日の夜また出るということをしている業者もありますので、1日で稼働している業者と2日で稼働している業者という、ここの差もございました。

こうすることで、降雪状況と先ほど申し上げた吹きだまりの関係、これらが複合的に

なって、判断がまちまちになる部分があるかと推測されます。これについては、以前もこの場で除雪の判断基準について指導していくと、あるいは委託業者間での連絡を密にして出動の可否を決める方法を模索していくということでお答え申し上げておりましたので、これについては今後も課題として捉えて、出動基準を一律になるような方向を考えていきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤竹雄議員。

○15番（工藤竹雄議員） それぞれの工区によっては、除雪の距離もみんな違う部分もあると思うんですね。それで狭い道路、広い道路、機械の関係、除雪力といえいいいか、そういった問題もいっぱいあるんで、やっぱり今言ったみたいに1時頃出動するとかなかなか難しいんですよ。遅くても10時頃に出なければならぬ工区もあるんですよ。ですからそのあたり降ってなければ、例えば10センチメートル以下であれば出動しないんですよ。だはんで業者によって違うんだけど、待機してる業者はいつでも見ながら、午前何時でも出るかも分かりませんが、やっぱりそういった、ある意味では不公平なことはやらないで、出るときはみんなやっぱり一斉に出てほしいなど、これがやっぱり住民の方々が望んでいるんだと、そういうふうに私は思っておりますので。その点これからも十分検討しながら頑張っていたきたいとそう思います。以上で質問終わります。

○議長（桑田公憲議員） 15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6席、11番、大澤敏彦議員の一般質問を行います。

大澤敏彦議員の一般質問の方法は、一括質問方式です。

大澤敏彦議員、質問席へ移動願います。

（大澤敏彦議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員の一般質問を許可します。

○11番（大澤敏彦議員） 改めましておはようございます。ただいま、議長より一般質問の許可を頂きました第6席、11番、新生会の大澤敏彦でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1. 農業振興についてお尋ねいたします。

超高密度植栽培の支援についてですが、これまで昨年から桑田公憲議員が2回、私が令和2年6月定例会に1回と、今回で4回目の質問になると思いますが、このことについて質問をしてきましたが、そのときの答弁では、市の支援の在り方と苗木についてはJAと協議しながら検討するということでしたが、その後の進捗状況についてお伺いいたします。

次に人口減少問題についてお尋ねいたします。

子育て世帯への支援対策についてですが、今年度の予算にも引き続き計上されており

ます、子育て世帯が新築や購入をする際に補助をする、すこやか住宅支援事業補助金や、第2子以降の保育料無料化事業、副食費無償化事業、さらには子ども医療費助成事業などなど、子育て支援事業は、特にすばらしい施策を行っていることに、深く感銘を受けております。

当市の過去5年間の人口や世帯数、転入・転出の推移を調べていただきましたが、さすがに先週市長も言われていたように、この高齢化の状況では人口が増えることはなかなか難しいと思いますが、世帯数は平成28年から令和2年度までの5年間で290世帯が増えております。ただ、18歳未満の方がいる世帯は毎年減っているのですが、前年対比で見ると、令和元年から減る世帯数が、約半数ほどに減り方が緩やかになっております。

さらには今年度に入ってから、3月、4月は別として、5月、6月、7月と転出者より転入者が多くなっていることなど、これまでの子育て世帯に対する支援事業の成果の現れかなと思っております。

そこで市長にお尋ねいたします。今後も人口減少に歯止めをかけるためにも、これまでの事業を継続していくことが必要であると考えますが、市の見解をお伺いいたします。

また一方では、現状のままでは成果が薄れていくのではと不安もあるのですが、新たな支援を検討していく必要があるのではないかと思います。何かお考えがあればお知らせいただきたいと思っております。

最後に、3. 工業団地の造成と企業誘致についてお尋ねいたします。

まず、この質問に至った理由の1つには、整備工場を考えているのですが、平川市の工業団地に空きがあるのかどうかという問合せを頂きました。それから、県外へ就職して10年ほどになる若い世代の人たちと、お盆の帰省中にお話をする機会がありました。話の中で、そろそろ地元に戻りたいと言っていたこと。このことは以前にも数名から、若い人から聞いたことがありまして、そのほとんどの方は、やはり職場を確保できるかどうかという問題が大きいようでした。

そこで、市の雇用対策として工業団地を造成し、企業を誘致することで、UターンやIターン、さらには、新規卒業者の地元就職の幅も広がると考えますが、市の見解をお伺いいたします。以上3件の答弁をよろしくお願いたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 大澤敏彦議員の御質問3点についてお答えいたします。

まず、超高密植栽培の支援の進捗についての御質問であります。先日の福士 稔議員への答弁や、以前の大澤敏彦議員への答弁でも申し上げてまいりましたが、将来の平川市のりんご栽培では、農業者の高齢化や労働力不足などが深刻な問題であり、超高密植栽培が、課題解決の有効な手段の1つとなっていくものと考えております。

また、栽培に当たり、多くの苗木や資材が必要となり、初期投資がかさむという課題もありますが、早期から収穫ができ、多収が見込まれるため、初期投資に対する支援については、慎重な議論が必要であると考えております。超高密植栽培に関する支援の検討状況につきましては、後ほど経済部長より答弁させます。

次に、人口減少対策、子育て世帯への支援対策についてお答えいたします。

平川市の人口減少対策につきましては、令和2年3月に第2期平川市総合戦略を策定し、地方創生による人口減少の克服に向けた様々な取組を進めているところです。特に、

総合戦略の政策分野の1つ、「若者世代の希望がかなうまちづくり」では、「住みたい・産みたい・育てたい」と感じる環境づくりを進め、「子育てしやすさナンバーワンのまち」を目指すことを基本的な方向性として、出生数の増加や子育て支援の充実などに取り組んでおります。

これまで実施してきた主な総合戦略での事業といたしましては、議員からも御紹介のありましたすこやか住宅支援事業補助金があります。これまでの実績としましては、平成28年度から令和2年度までの累計で、340件の補助実績があり、そのうち市外から転入した子育て世帯は109世帯、転入した子供の数は150人となっています。また、市内の子育て世帯の利用が170件、その世帯の子供の数は305人となっており、子育て世帯の定住にも一定の成果があったものと考えております。

そのほか、国に先立って実施してきた第2子以降の保育料無料化事業や、中学生までの医療費を助成する子ども医療費助成事業、国の保育料無料化に伴って副食費無償化事業などといった子育て世帯の経済的負担の軽減、また、子育て相談事業など、子育てに対する精神的負担の軽減にも注力しており、現在は他の市町村と比較しても手厚い支援を実施している状況です。

総務省統計局が公表した令和2年の住民基本台帳人口移動報告年報においても、平川市の転入・転出の状況は、0歳から14歳までの子供たちが41人、25歳から49歳までの親世代が17人の転入超過となっています。

また、6月の新聞記事の中に、実際に平川市へ転入されてきた子育て世帯の方々のお話が掲載されていましたが、「住宅に対する補助があることが大きかった。」「子供の医療費の無償化があり大変助かっている。」「平川市は子供たちに手厚い。」との内容が書かれており、これまで取り組んできた子育て支援策が、当市に移住するきっかけとなっていることを改めて実感したところであります。

一方で支援の実施に当たっては、多額の歳出が平年度化し、なかなか新規事業や制度の拡充に取り組むことは難しい状況はありますが、議員御指摘のとおり、これまで実施してきた子育て支援策には、継続して取り組んでいくことが重要であると考えております。今後も、子育てに対する経済的、精神的負担の軽減を図り、定住促進、また、移住を考えている方にも、真っ先に移住先として選んでいただけるよう支援策を考えていきたいと思っております。

新たな支援策についてであります。昨年、今年とこれまでのコロナ禍の子育て世帯の経済支援として実施してきました、学校給食費の無償化を今後とも令和4年度以降も継続して実施することなど、魅力ある子育て支援を実施してまいりたいと思っておりますので、どうか御理解と御協力をお願いいたします。

次に、工業団地の造成と企業誘致についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、雇用機会の増加が期待される工業団地造成による企業誘致は、Uターン・Iターンによる移住促進のほか、地元就職を希望される方の就職先の選択肢が広がるなど、人口減少の抑制や地域経済の活性化に資する大きな戦略であると捉えております。一方で、工業団地の造成が盛んに行われていた高度経済成長期とは異なり、近年は企業が大規模な設備投資に慎重になっていること、また、受皿となる団地を造成しても、企業側のニーズと合わないことにより、誘致が進まないなどの問題も多く見ら

れる状況となっております。

このような中で、全国の企業誘致の例を見ますと、徳島県のIT企業群や沖縄県のコールセンターなど、業種を絞って誘致を行うことで、実績を上げている例が見受けられます。これを踏まえ、私としましては、当市の地域性や特性に合う企業を模索するなど、工業団地の造成や企業誘致の可能性、また、どのような構想が描けるのか、いま一度、調査研究するよう担当部署に指示しており、このことについては、中長期的な課題と捉え継続的に取り組んでまいります。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 私からは、超高密植栽培に関する支援の検討状況についてお答えいたします。

苗木の供給についてでございますが、津軽みらい農協や種苗業者と情報交換をさせていただいております。結果としましては、現在においても苗木の入手は困難であるということ、それから納入まで2年ほどかかる状況であると伺っております。したがって、超高密植栽培を希望する農業者の方につきましては、希望するその苗木を確保できるように、計画性を持って早期の予約をしていただくよう、しっかりと農協と連携をしながら、指導・助言をしてまいりたいというふうに考えております。

それからこの苗木の供給問題につきましては、現在、青森県のほうで、こちらの台木とか苗木の生産・供給体制の強化に向けて、調査研究を行っているとのことでございますので、私どもとしましては、その動向を今後とも注視してまいりたいというふうに考えております。

それから、今年度設立されております平川市密植栽培研究会の取組情報、そういった情報を頂きながら、こういった取組をほかの農業者の方に、選択できる情報ということで発信していきたいと思っております。

りんご関係全般に関しましては、引き続き国の事業になりますけれども、果樹経営支援対策事業による改植・新植事業や園地整備事業、それから市単独の事業になりますが、ふるさと農業応援事業により、農業者の方々を支援してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員。

○11番（大澤敏彦議員） まず、1. 農業振興について再質問させていただきます。

やはり苗木の確保について、なかなか大変だということは、状況を私も聞いております。昨年的一般質問でも提案したんですが、2年ほどかかるということですので、前倒しの予約の申込みを進めていただきたいということは一つあります。ぜひ、よろしくお願いしたいと思います。

それから現地研修に行ってみましたが、この栽培は、苗木の育成期や夏の干ばつに非常に弱くて、絶対かん水が必要であると感じております。そこで、この高密植栽培について、かん水システムへの補助事業等はあるのかどうか。あるのであれば、その内容をお知らせいただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まず国の事業になりまして、果樹経営支援対策事業、このメニューの中に用水・かん水施設設置事業というメニューがございます。御紹介いたしま

すと、今年度実施分は2件ございます。それから今申込みを頂いている中で、来年度予定されている方は2件ございます。この国の事業の補助率は、事業費の2分の1以内ということになってございます。それに対して当市としましては、園地づくり事業ということで、この用水・かん水に関わる事業に対して、今年度から4分の1のかさ上げ助成を行っているところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員。

○11番（大澤敏彦議員） かん水は非常に大事になっていくと思いますので、ぜひその事業を活用して進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、先ほど部長のほうからも言われました、去る6月4日新聞の記事にも出ておりましたが、超高密植栽培を推進するための研究会が、約40名ほどで設立されました。昭和60年頃だったと思いますけれども、当時設立された青森県りんごわい化栽培技術研究会がありますが、その会によって、現在のわい化栽培が確立されたように、この新しい会によって、それ相応の技術や経営形態が確立されていくと思っております。これによって、大きな先行投資がかかるリスクが軽減されるのではないかと考えています。要するに、投資した後の失敗する確率と申しますか、それが技術の向上によって軽減されるだろうと。しかし、それは栽培後数年たってから、その回収ができるものであって、改植または新植時には、どうしても大きな初期投資がかかる栽培であります。

先ほど市長の答弁にもありましたが、なかなか初期投資には支援が難しいような感じの話を受けました。この栽培を進めるためにも、何とかこのスタート地点に支援ができないものかと考えておりましたが、そこはまだ時間がかかりそうなので、今後の課題とさせていただきますと思います。ただ、今後、現在の作業員が高齢化で、そう遅くない時期に働けなくなると申します。私自身もそういう観点から、非常に今、この先の経営体系をどうしようかと思っており、ちょっと危機感を感じているところでありますが、そうなったときに、今のままの経営体では持続することができなくなる生産者も出てくるのではないかと申します。

先週、福士 稔議員の質問でも言っておりましたが、10年後、20年後のための農業はどうなるのか。今変えていかないと、特に果樹の場合は時間がかかりますので遅れてしまうと思います。そのことも踏まえて、どうか今後御検討いただきますよう、お願いをしたいと思います。このことについては、引き続き検証していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目の再質問に入らせていただきたいと思っております。2番目に関しては3番目と関連してまいりますので、同時に進めていきたいと思っております。

先ほど非常に前向きな市長の御答弁がありました。学校給食費無償化を令和4年度以降も、継続していくということですが、ここでちょっと確認しておきたいのですが、今の段階で市長のお考えがそういうことであれば、この先市単独でも進めていくということでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 給食費の支援に関しては、国からの助成というのはありません。今までも議会の中で御指摘を頂いてきましたが、いわゆる市の財政状況を鑑みますと、経常経費がアップしていくのは、避けられない事実であります。

ただ、議員から御指摘がありましたように、さらなる子育て支援を進めていく。また、今までコロナ禍の中で、経済的に困っている家庭を救うことも含めての支援でありましたが、そのコロナ禍というのが、どこまで続くのか分かりません。そういう中であって、市としては市の単独経費で、来年度以降、この給食費の無償化を推進していくという考え方でございます。

ただ、先般の福士 稔議員の御質問にもありました。市の財政状況を、これからもまた考えていかななくてはなりません。特に、基金を50億円ぐらいは残したいという考え方もございます。そういった中であって、この無償化が永遠に続くというふうなことではなく、その財政状況に合わせながら給食費の無償化を進めていきたい。当面は続いていくと思いますので、市の単独事業というふうなことになります。そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員。

○11番（大澤敏彦議員） 本当にこの事業に関しては、すばらしいお考えだと思います。子育てしやすい平川市になることは、これを進めていくことによって間違いないというふうに思っています。そのためにもぜひ、第3期目の長尾市政を継続して行っていただきたいと、そして、この無償化をさらに進めて行っていただきたいというふうに思います。

引き続き3番目の再質問に入っていきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、確かに工業団地の造成や企業誘致は難しい問題ではあるかと思ひます。このことは、2番目に質問した人口減少対策にも大きく影響してくるのではないだろうかというふうに思っております。冒頭申し上げました県外就職したけれど帰りたい人、ふるさとに帰ってもらうこと、これから社会人となる人を地元で雇用すること、そして現在18歳未満の1世帯当たりの子供の人数が平均1.7人ですが、少子化の1つには、経済的な理由もあるのではないかと思っております。それを支援する子育て世帯の支援事業は、大きな役割を果たしていることは間違いないと思ひますが、さらに安定した職場を確保することによって、もっと子供をつくりたい世帯もあるのではないかと思ひます。そのためにも、雇用対策はこれからやはり必要になってくるのではないかと思ひますが、最後に市長の考えをお伺ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） 就職する場の確保ということでございまして、そこは非常に重要なところだと認識をしております。先ほど市長の答弁のほうにもございましたけれども、時間をかけながら何ができるかしっかりと勉強していきたいと思ひます。ただ、今できることでございまして、雇用対策につながる取組としましては、まず、工場等設置促進条例というのがございまして、一定の条件がございまして、工場等を新設または増設した際に、市民の雇用の人数によりまして、企業に対して奨励金を交付するという支援制度がございまして、こちらについては、積極的に引き続き周知してまいりたいと思ひます。

それから先般、県のほうに情報をもらいに行きまして、県内の誘致企業の傾向でございまして、青森県空き工場・オフィスバンク事業というものがあるそうで、そちらを活用してマッチングされるケースがあるとのことで、問合せも多くなっているとい

うこととございます。

当市といたしましては、こちらのほうに登録してませんので、そちらに登録できるように、まず市内の空き物件を調査して、バンクに登録して情報を発信するという一方で、少しでも企業参入のチャンスを逃さないように努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員。

○11番（大澤敏彦議員） 今、青森県空き工場・オフィスバンク事業という文言が出ましたけれども、このことを詳しく説明いただけますか。

○議長（桑田公憲議員） 経済部長。

○経済部長（對馬一俊） まず、空き工場・オフィスバンクとは、空いている商業施設や工場、オフィスルーム、一軒家、それから土地などの物件をバンクのほうに登録しまして、企業側から照会があった際に、登録している物件とマッチングさせて、結果として誘致につなげようというものでございます。

近年、青森県内においては、IT関係やコンタクトセンターの参入に関する相談が多いということとございますので、県では、青森県IT・コンタクトセンター関連産業立地促進費補助金制度を設けて、支援の充実を図っているとのこととございます。

当市としましても、貸しオフィスなどの物件を整理しまして、先ほど申し上げましたとおり、バンクに登録して誘致につなげてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑田公憲議員） 大澤敏彦議員。

○11番（大澤敏彦議員） 工業団地の造成や企業誘致に関しては、なかなかそう簡単にいかないというのであれば、今、御答弁ありましたけれども、まず今やれる雇用対策を今後進めていただいて、そしてまた工業団地や企業誘致についても大きい問題ではありますけれども、これから一つ一つやれる方向を探していくのも必要ではないかというふうに思います。いずれにしても、人口減少は地域の経済や地域コミュニティの活性化に、大きな影響があることかと思えます。ぜひ今後の施策として、今まで以上に雇用対策も視野に入れて進めていただきたいと思います。以上です。終わります。

○議長（桑田公憲議員） 11番、大澤敏彦議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第7席、6番、工藤秀一議員の一般質問を行います。

工藤秀一議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

工藤秀一議員、質問席へ移動願います。

（工藤秀一議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員の一般質問を許可します。

○6番（工藤秀一議員） 第7席、議席番号6番、誠心会、工藤秀一です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

1. 不動沢地区の不動川を横断する、2つの橋梁について。

古懸不動沢地区の不動川を横断する、2つの橋梁について、令和2年第3回定例会において、一般質問をさせていただきました。2つの橋梁は大分老朽化が激しく、修繕できないかとの相談があり、平川市橋梁長寿命化修善計画があり計画どおり修繕することとなっておりますとお答えしましたが、計画には2つの橋梁の記載がないことから、その理由についてお伺いいたしました。市の管理する橋梁ではなく、県で河川改修時に既設であった通路橋の代替であり、県の河川工作物となっていないことから、利用者が管理することとなりますと御答弁を頂きましたが、利用者側からは、なぜそのようになるのか納得がいかない。もう一度、詳しく調べていただきたいとのことから、再度質問させていただきます。旧碓ヶ関村の資料は、昭和何年度から残っているのか。調査した資料は何年度で、どのような資料を調べたのか、内容をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 工藤秀一議員御質問の不動沢地区の不動川を横断する、2つの橋梁については、建設部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 議員御質問の旧碓ヶ関村の資料についてお答えします。

現在、碓ヶ関総合支所には、昭和8年からの書類が残っておりますが、この2橋に関する資料は確認できませんでした。

そこで旧碓ヶ関村の道路台帳及び農道台帳を調べましたが、これもまた、この2橋について認定されていたという事実はございませんでした。

また、県にも確認しましたが、この2橋については、河川占用も取られておらず、県の河川工作物でもないことから、利用者で管理する橋梁となっているとのことでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 旧碓ヶ関総合支所が解体されたときに、資料はどこに移動し、保管されたのか。その資料も調査されたのかお伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 御質問の旧碓ヶ関総合支所が解体された際の資料についてですが、現在の碓ヶ関総合支所と、一部は旧葛川小学校に一時保管されております。

土木関係の資料については碓ヶ関総合支所に保管されておりますが、これもまた、この2橋についての書類はございませんでした。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 記載がないということでしたけれども、何年度のを調べられたのか分かりますか。お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 何年かというよりも、この2橋について記載されているものがないか探したところ、私ども探すことができなかったということです。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 全てを探したということのようではございますけれども、では前回の一般質問で、利用者が困ることになりますので、再度調べていただきたいとお願いしまし

たけれども、調べていただけなかったようであります。

私としても、何か手がかりとなる資料がないか、町内会の書庫を調べましたら会議録がありました。明治時代からの記録が残っており、年月日、時間、場所、出席者名、議事の内容、議事録署名者2名が記載され、非常に信憑性がある資料と思っております。

集中豪雨があったのが、昭和30年7月、昭和35年8月、昭和41年8月の3回ですが、古懸地区が大被害にあったのが、昭和35年8月2日です。豪雨により平川の不動橋流失、部落の生命とも言われる道路は、すっかり流壊し、生産物の運搬上に大きな支障を来したと記載されております。このことから、災害復旧工事が始まり、護岸工事、部落内の道路の改修、拡幅、数箇所の橋梁の建て替え、農道の改修・拡幅等が数年をかけて、復旧工事が行われております。そして質問しております、不動川上流の2つの橋の架け替え、新設が昭和39年となっております。

議事録の内容ですが、2つの橋の下流の橋についてです。「昭和39年2月12日、午前9時、出席者11名、本線より萩の平に行く橋は、改修護岸工事の設計予算に含まれていないため、極力交渉し橋を架けてもらうよう請願。6月16日、午後8時、出席者8名、報告事項、萩の平方面行山道を横断する橋に、水田排水路の土管を敷設してくれる。県土木調査により本工事に追加させられるもの（県土木課、調査により県費）。6月18日、役場出張、通路拡幅、測量依頼、不動沢中核橋（獅子喰沢、二俣の橋）」となっており、下流の橋が建設され、萩の平に行く道路が拡幅されたことが分かります。

そして、上流の橋についてです。ここで議事録に個人名と、業者名が記載されておりますので〇〇とさせていただきます。「昭和39年2月12日、午前9時、出席者11名、山本無沢の入り口と本線との二俣に架けられた橋、2か所の橋は改修護岸工事の設計予算に含まれていないということです（土木事務所の話）。したがって村長に交渉した結果、この2か所は、架けるようにしてやる旨、承諾したとのこと。6月16日、午後8時、出席者8名、報告事項①不動川護岸工事、岩盤60メートル（〇〇水田から〇〇水田の区間）工事除外部分を補修工事を施工してくれる。②〇〇十四、五名（将来二十四、五名）、使用道に橋梁を新設してくれること（県土木課、調査により、県費）。10月26日、午後8時、出席者9名、報告事項①〇〇水田のところに架けた橋に道路新設のこと。②〇〇組より道路上の土（〇〇所有の水田に盛土に使用許可の件）」という議事録の内容であります。このことから、旧碓ヶ関村で橋の工事をしたのであれば、議会で審議されたのではないかと思います。議会の会議録は永久保存であり、調査されたのかお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 当時の碓ヶ関村の議事録について、私どもで確認できた部分でございます。これは現在議会事務局に保管されております。

不動川災害復旧については、昭和36年碓ヶ関村議会定例会の施政方針の中で、災害復旧は県で実施するとありますが、この2橋についての具体的な記載はありませんでした。

また、昭和35年に不動川、田中橋の架け替えについての請願書が提出されておりますが、この際もこの2橋についての部分は確認できませんでした。私どもで調べた部分は以上でございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 確認のため、私も旧碓ヶ関村の会議録を見させていただきます。

したが、2つの橋梁についてはございませんでした。ということは、町内会の資料にありますように、「県土木課、調査により県費」とあることから、県で改修護岸工事に追加され、2つの橋を建て替え、新設されたということになります。

県の補助事業であれば、完成後、市町村に移管し、河川台帳に記載し、市町村の管理となると思われます。また、町内会の資料からも公益性があり、個人の占有物とは考えられません。当市で2つの橋を補修するべきと考えますが、いかがかお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 建設部長。

○建設部長（原田 茂） 県から聞き取り調査をしたところ、昭和30年代の不動川の災害復旧により施工された橋梁については、河川占用等も取られておらず、移管であるとか、そういう書類関係もないことが多くあるとのことでございます。この2つの橋についても、同様のケースだと思われませんが、そこで市としては何ら手を打たないということではなくて、耕作に必要となる道路や水路等の農業用施設には、市で何か支援するものとして、中山間地域等直接支払制度やマイロード・マイタウン整備事業、これらの補助事業において支援できないか、現在のところ私どもで確認したところによれば、この補助制度に乗るものと思っておりますので、何とかこの制度の中で対応していただきたいと考えております。また、補修の工法、技術的な支援、これについても私どものほうで対応できますので、何とかこの補助制度の中で、現在のこの2つの橋の補修について検討できないかと考えておるところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 調べたところないようですけれども、町会のほうではこのように出てきているわけですよ。ということは、この橋梁も五十数年たっております。大分老朽化して欠けてきて落下しております。補修しなければならないと、危険であるということでございますけれども、何かかしかの対応で、今マイロード・マイタウン整備事業または中山間地域等直接支払制度等でやっていただければということでございますので、何とぞ生命と財産を守るためにも御協力いただいて補修していただければと思いますので、何とかよろしくお伺いいたします。

それでは次の質問に入らせていただきます。

2. 古懸地区公営墓地の支障木について。古懸地区公営墓地は、老人クラブが1年に二、三回ほど掃除、草取り、草刈りを実施しております。隣接する山林から大木が伸び、年々傾きがひどくなり、数件の墓石に覆いかぶさっている状況であります。小さい木であれば伐採し処理をしておりましたが、大木であり、高さがあるため、先端の枝も伐採できず、根本から伐採すれば数件の墓石が破損することから、伐採することもできません。冬になると、先端にたまった硬い雪の落下により、墓石の破損、倒木による破損が心配されております。隣接する山林の所有者も分からないので、6月中旬、当市に写真をつけて対応をお願いしましたが、お盆に墓参りで、その後の現状について聞かれましたので、山林の所有者との協議はされたのか、伐採の方向で進んでいるのか、現在の状況をお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 御質問の古懸地区公営墓地の支障木の件につきましては、市民課長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 市民課長。

○市民課長（今井匡己） 支障木の除去等の対応は、原則として樹木が生えている土地の所有者に依頼することとなります。

本件につきましては、古懸地区公営墓地に隣接する2筆の土地の境界線上に自生しており、依頼先の特定に時間を要しておりました。7月下旬には対応を依頼しておりましたが、墓地が支障となって重機が使用できないため、現在土地の所有者と対応方法について協議中となっております。

○議長（桑田公憲議員） 工藤秀一議員。

○6番（工藤秀一議員） 墓石の所有者からは、できれば冬までに伐採していただきたいのことでございました。よろしく願いいたします。

今後もこのような事態が考えられます。また、ほかの公営墓地もこのようなことが考えられますので、大木になる前の点検及び早い段階での対応、措置を検討していただければと思います。

そしてまた、隣接する山林との間に作業道がないと、このために重機及び高所作業車が入れないと。ぜひ作業道のほうも検討していただければと思います。残りあと2人もございますので、早めに終わりたいと思います。御答弁要りません。これで終わります。

○議長（桑田公憲議員） 6番、工藤秀一議員の一般質問は終了しました。

第8席、4番、石田隆芳議員の一般質問を行います。

石田隆芳議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

石田隆芳議員、質問席へ移動願います。

（石田隆芳議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員の一般質問を許可します。

○4番（石田隆芳議員） 議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問を行わせていただきます。8席、4番、新生会、猿賀の石田隆芳でございます。

まず、新型コロナウイルス感染症拡大は、ワクチン接種が進む中、変異型のデルタ株により感染が急速に拡大し、まだまだ収束が見えない状態です。また、市民の皆様が楽しみにしていた各祭りやイベント等が、昨年に引き続き軒並み中止になったことは誠に残念であり、来年こそは、市民の皆様が笑顔を取り戻せる年でありますよう、心から願うばかりであります。

そして、コロナ禍で開催され、賛否両論もあった東京オリンピック・パラリンピックも無事終了し、日本はアメリカ、中国に次ぐメダル数を獲得し、国民に大いなる勇気と感動を与えてくれました。中でも私が修行してきた日本のお家芸、柔道競技は金メダル9個という快進撃でした。その中で優勝した大半の選手が、相手を思いやり、喜びをこらえ、凛として堂々とした態度に、人を敬う心を持つ、さすが日本選手だと感動した人も多かったのではないのでしょうか。戦い終わって、ほとんどの選手が口にしてた言葉が、感謝という言葉でした。命をかけて代表の座をつかみ、晴れ舞台に臨むのだからこそ、そのような言葉が自然と出てくるものだと思います。スポーツの力を改めて感じ取った人たちも多かった大会だったのではないのでしょうか。

それでは、本題に入ります。1. 平川市におけるスポーツの取組についてであります。

①コロナ禍における部活動の現状について。7月に開催された、第72回青森県中学

校体育大会において、尾上中学校で、バレーボール部男女、ソフトテニス部、新体操部が、平賀東中学校でソフトボール部が優勝を成し遂げ、特に、尾上中学校は私の母校であり、大変誇らしく思うところでもあります。両校とも学校の規模としては決して大きくありませんが、この成績は快挙と言っても過言ではありません。コロナ禍にありながら、このような成果を上げている理由が特別にあるのかお伺いいたします。

②強化種目について。平川市教育委員会が発行している「平川市の教育」の中のスポーツ行政の方針と重点では、夢に向かう競技スポーツの推進として、全国大会等で活躍できる選手の発掘・育成に努めるとありますが、具体的にどのような競技種目を強化していこうとしているのかお伺いいたします。

また、平川市の名声を高めるためにも、オリンピックに出場できるような選手の育成・強化等も検討していこうとする考えはあるのか、併せてお知らせください。

③トップアスリートを育成するには。トップアスリートを育成するためには、指導者の育成・強化も必要不可欠であります。市としてはどのような考えを持っているのかお聞かせください。よろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 暫時休憩します。

午後 1 時 27 分 休憩

午後 1 時 28 分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（須々田孝聖） 平川市におけるスポーツの取組についての御質問のうち、初めにコロナ禍における部活動の現状についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、令和 3 年度青森県中学校体育大会夏季大会において、尾上中学校では、男女バレーボール部、ソフトテニス部、新体操部が、平賀東中学校ではソフトボール部が優勝したことは、大変喜ばしいことであると感じております。加えて、平賀西中学校の女子陸上部も、総合優勝を果たしました。また、同じく平賀西中学校の男子陸上部は、優勝した 1 位のチームと同点ながら、規則により第 2 位の成績を収めていたことを御報告させていただきます。本市としても、こうした輝かしい実績を単発で終わらせず、次につなげていくことが大切であると捉えております。

現在、本市中学校の部活動においては、平川市運動部活動の運営方針というコロナ禍も考慮したガイドラインを設定しています。過度な練習時間等にならないことや、練習の質的な向上の実現を目指すなどといった点に配慮し、効果的で張りのある活動を目指していますが、それらの活動が実を結んできた面もあるのかもしれませんが。

また、尾上地域のバレーボール、あるいはソフトテニス、ソフトボールなどのように、伝統的に小学校時代から取り組んでいるクラブチームでの経験が、成果となって現れていることも大きな要因であると捉えております。さらには、指導者、充実した施設環境、大会参加費等の支援など、総合的にその活動を支えてきた取組が、よい成果となって現れた結果であると思います。部活動を通しての人材育成は、子供の将来についても大きく影響するものであります。今後とも応援していただけるようお願いいたします。

次に、強化種目についてお答えいたします。議員御指摘のとおり、平川市の教育施策の方針を定めた「平川市の教育」の中で、スポーツ行政の方針と重点の1つとして、全国大会等で活躍できる選手の発掘・育成に努めるとしております。教育委員会の方針としては、平川市の子供たちがスポーツに対して興味を持ち、意欲を高めることが第一の目的であり、その取組を進めていく中で、大きな大会等で活躍できる選手の発掘・育成に努めていくこととしているところではありますが、様々なスポーツ競技がある中、それぞれの競技団体において、競技力向上に取り組まれている状況であることから、教育委員会としては、特定の競技に対して強化を図っていくという取組を行なうものではないかと考えております。

選手の育成と強化に向けた教育委員会の具体的な取組としては、スポーツ協会を通して、小・中学校の部活動に対する支援や各スポーツ団体の活動に対し助成金を交付するなど、それぞれの取組に対する支援を行っているところであります。また、令和8年度に本県で開催予定の第80回国民スポーツ大会では、当市においてウエイトリフティングが正式競技として開催される予定となっていることを受け、ウエイトリフティング競技者の拡大のため、競技の普及と選手の育成のための教室を柏木農業高校において開催しているところであります。

いずれの取組も、全国大会等で活躍できる選手の発掘・育成を目的としたものでありますが、これが、将来的にオリンピックに出場できる選手の育成につながるものと考えております。教育委員会としては、これまでの取組を継続し、スポーツ協会等、市内のスポーツ団体の協力を得ながら、選手の育成に努めてまいります。

最後に、トップアスリートの育成についてお答えいたします。

トップアスリートを育成するためには、スポーツをする環境が整っていることと、質の高いコーチングができる指導者の確保・育成が重要であると考えております。スポーツをする環境としては、当市には比較的多くの運動施設があり、選手を強化するための環境としては、おおむね整っているものと考えております。

また、指導者の育成について、教育委員会の取組としては、スポーツ協会を通して、指導者が資格を取得するための費用を助成する事業を行っており、指導者の資質向上に対する支援を行っております。

さらに、トップアスリートを招いて子供たちに対するスポーツ教室を開催し、日本トップクラスの選手または指導者から直接指導を受けることで、競技レベルの向上を図る取組を行っております。教育委員会としては、これらの取組を継続しながら、スポーツ協会と連携し、全国大会等で活躍できるような選手の発掘と育成並びに指導者の育成に努めることで、トップアスリートの育成につなげていきたいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今の教育長の答弁の中で、まずは平賀西中学校の陸上部を外したことに對しおわび申し上げます。

尾上中学校、平賀東中学校、平賀西中学校、碓ヶ関中学校もそうだと思いますけれども、やはり先ほど教育長も言ったように、小さな頃から力を入れている伝統ある部活が多いということで、父兄の方々の大きなサポートが、このような結果を生んでいるのではないかと私も思います。そして効果的に質の向上ができることが、一番上達できる条

件だと思いますし、部活でも何でもそうなんですけれども、やはり嫌々やるというのは辞めたくなくし伸びない。そして、やはり苦しくても楽しいと自分で思い続けられれば、うまくいくし、伸び代もあるということです。

スポーツに興味を持たせるために、平川市としてはどのような工夫をしているのかお聞かせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） スポーツに興味をとということで、例えばトップアスリートを招聘してスポーツに触れる機会、あるいは高度な技術に触れる機会、そういう楽しみをまず教える機会というのも1つの方法で、そういう事業も行っているということでございます。

このほかにも大会に参加する際に補助金を出すなど、やっぱりそういうスポーツでの競技力向上とか、そういうふうなところを目指す子供たちにも、多く活躍していただくような施策を行っているというところでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 後の強化種目についてとちょっと重なるんですけども、トップアスリートを招いてとか、助成金、そういうのもありますけれども、それはちょっと後にします。

先般、県では9月1日から30日までの1か月間、部活の対外試合や合宿も含め、あらゆる活動を禁止しているということになっておりますけれども、この間、平川市としてはどのような対策を取っているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 9月1日からの部活動の制限については、県からの要請に基づいて、当市においても9月1日から9月30日までの間、部活動の練習、対外試合なども含む全ての活動を禁止することとしております。あわせて、スポーツ少年団等にも、同様の対応をお願いしているという現状でございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） それでは、各生徒の努力次第になるということだと思いますけれども、あとスポーツ協会のほうで二、三年前だと思うんですけども、アンケート調査をやって、小学校でやっていたが、中学校で自分のやっていた部活がないから部活をやらないという声が多数寄せられているみたいなんですけれども、何の部活でもそうなんですけれども、私の考えは、1人でもやりたいという生徒がいれば、やはりそれを伸ばして育てていくというのが真の教育だと思うんですけども、市としてはどのような考え方を持っておりますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 小学校とかでやっていたスポーツが、中学校に上がると部活としてはないという御質問かと思っておりますけれども、中学校でも現在の部活を維持するというのも、非常に難しいような状況でございます。例えば指導者のこともありますし、そういうことを踏まえると、中学校における部活の新設ということは非常に難しいものと考えております。

ただ、同じ競技を続けたいというふうな場合には、地域のクラブチームに加入して継

続するということにもなろうかと思えます。ただ一方では、各中学校では部活動になっていない競技についても、日頃の練習の成果を発揮できる場として、中体連などへの大会への参加を認めているというような状況もございまして、これは学校長の判断によって認めているわけですが、そういうふうなこともありますので、どういう形がよいのかということは、個人がお考えになってということになろうかと思えますが、各種目の指導にたけた地域のスポーツクラブとかが中心となって、興味を持った子供の継続的な育成が必要ではないかなというふうにも考えているところです。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 分かりました。クラブでやっているということであれば、やりたい部がなくても、最低限試合には出ることは認めるということだと思いますけれども、それでも学校長の判断だということになれば、学校長がそれ相応の考えを持ってやっていただきたいというふうに思います。

そして先ほど教育長が言われたように、部活動を通じて人材育成と、それは子供の将来に大きな影響を与えるということなので、やはり生徒たちを大事に育ててやってほしいと思います。そして各中学校が、ますます活躍できるよう期待しております。

次に、強化種目についてでありますけれども、先ほども答弁で言われたんですけれども、助成金を出すということは選手にとって大変励みになるということでもありますけれども、今まで平川市から、オリンピック選手というのは輩出されているのかお聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 平川市からオリンピック選手が出ているかということでございますけれども、1960年のローマオリンピック、このときにはフェンシングで旧平賀町出身の船水選手が出場している。そして1964年の東京オリンピック、このときには陸上競技の20キロメートル競歩でこれもまた旧平賀町出身の栗林選手が、そして近年ですと2006年のトリノオリンピック、これはバイアスロンリレー競技ということで旧碓ヶ関村出身の築館選手、この3名が確認できた中では出場していたということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） ローマ、東京、2006年のバイアスロンということで3名オリンピック選手が出てることなので、ぜひ平川市からもオリンピック選手出したいなというふうに思います。

それで柏木農業高校のほうで、そういう教室を行っているというふうなことを言われましたけれども、対象となっているのはどの世代の人たちなのでしょう。お伺いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 先ほど教育長が答弁しました、柏木農業高校におけるウェイトリフティングの教室でございますけれども、こちら市内小学生、中学生、高校生を対象に、週1回土曜日に実施しているもので、見学、体験あるいは選手の育成などを柏木農業高校の練習場で行っております。これは県のウェイトリフティング協会の協力を得て実施しているというものでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 今、小学生、中学生、高校生と言われましたけれども大体何名ほど通っているか教えてください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 今年度は教室の参加者が中学生の男子が5人、高校生の男子が14人、高校生の女子が4人という状況でございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 中学生、高校生とかなりの生徒たちがやっているということなので、これをもっと伸ばしていければというふうに思います。そして先の高校総体において、柏木農業高校の齋藤選手が、重量挙げでは県勢で18年ぶりにメダル獲得をしたということで、そしてまた、女子でも藤田選手が5位入賞と活躍したところであります。新聞報道によりますと藤田選手は自分の入賞が刺激となり、青森県でも重量挙げをする人が増えてほしいというふうにコメントしておりますけれども、多分2人とも高校になってから重量挙げの競技を始めたと思いますけれども、県内の中学校でウエイトリフティング部がある学校はあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 中学校は聞いたことがございません。私の知る範囲ではないと思います。部活動的な学校主体でやるのは少なくともないと思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 平川市では昭和52年の青森国体において、旧平賀町が会場となったことで、多分柏木農業高校ウエイトリフティング部が強化されたと思いますけれども、分かる範囲でいいんですけれども、誘致決まったときから強化されたものなんですか。その前から強化されたものか分かっていたらお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 昭和52年、私高校3年生で、陸上競技であすなろ国体に出場しました。そのときに強化指定選手になったのは、中学校1年生のときでした。ということは5年前から、県のほうで予算をつけて、強化指定選手を決めて各スポーツ競技団体から、名前をピックアップしてということで、5年計画でかなりの予算を当時はかけていたようですけれども、しょっちゅう県外合宿に行って、強化していった結果、天皇杯とか皇后杯とかでも、かなりよい成績に結びついたと記憶しております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 天皇杯とか何か優勝した、1位になったという記憶は私もありますけれども、今回の令和8年、1年遅れとなりますので、選手育成には大変だと思いますけれども、その強化も早めにやられたほうがいいと思います。

そしてまた、現実には、何か月か前に、NHKの特集でちょっと入ってたんですけれども、岩手県岩手町というところは、ホッケーのまちということで、分かっている人は分かっていると思いますけれども、そのきっかけというのが昭和45年の岩手国体で、岩手町が会場になったことで、やるはいいが選手がいないということで、その当時の岩手町の町長が、職員を即席で選手に仕立てて、国体に出たところ4位という好成績を収めて、その当時の町長がこれからは、この町をホッケーのまちにするという宣言をして、今の東

京オリンピックの選手にも小さい岩手町から3名、男子が1名、女子が2名出場してるという現実もあるので、やはり平川市でもその令和8年の国民スポーツ大会を機として、そのような選手を本格的に早くから強化して、オリンピックを目指す。そういう強化育成に努めるという考えはないでしょうか。オリンピック選手を輩出したとなれば、平川市にとっても誉れであるし夢があると思いませんか。いかがでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） オリンピック選手の育成ということでございますけれども、オリンピック選手の育成については、今もう日本オリンピック委員会が将来の活躍できる選手の発掘とか育成などを行っています。他県の例で申し上げますと、例えば県がオリンピック・パラリンピックの育成プロジェクトなどやってる例もございまして、その選手やコーチを経済的に支援していくということで体制づくりをしていると。このように、オリンピックの選手の育成というのは、市町村レベルというよりも、県とか全国レベルで行われるのが一般的ではないのかなということを考えておりまして、教育委員会としては、子供たちがスポーツに興味を持つということ、高めるということが1つの目標であって、その先に全国大会、そういうふうな形につながっていくということを想定しながら、その将来的なところを考えてるわけで、直接オリンピックの選手を育成するというふうな考えではないということ、少し御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 国とか県が主体という形で今答弁されましたけども、私が今言った岩手県岩手町は、町を挙げてオリンピック選手を出したという例がありますので、できれば、そういう夢を持ってやってほしいということを私は言ったものです。

次、③トップアスリートを育成するにはということで、トップアスリートを育成するためには建物とかが立派だとか、トップアスリートを招いて教室を行うということだけでは一時的なものであって、四、五年前、相撲で平川場所もあったと思いますけれども、私はそのとき、市で子供たちを集めて練習とかさせたみたいですけども、本気でそのとき相撲をやってもらえば、本当に大相撲にも輩出できる子供がいたのではないかなというふうに思っていたんです。私は相撲とかに関わってるわけじゃないし、根っから私、相撲好きなんですけれども。本気でやるのであれば、例えば、弘前市であったソフトボールやった齋藤春香さん、本当に将来を見据えて一流選手を持ってくるのであれば、齋藤春香さんみたいな人を、ソフトボールをやるのであれば職員で迎えるということも考えられると思うんですけども、このようなことはかなりハードルが高いので、教育委員会とかそういう垣根を越えて、市として本気で取り組まなければ真のスポーツのまちということにはならないのですけれども、市としてどういうお考えをお持ちか、もう一度お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 本気でスポーツに取り組むというふうなことでございますけども、今、例を挙げてソフトボールの齋藤春香さんというお名前も出てきました。もちろん、いろんな指導者の方が必要であるということは、十分理解をしておりますし、可能であればそういう方たちをお迎えしたいという思いもございまして、なかなかそこについては、うまくマッチングができないのかなというところもございまして、

これからはそういうことについても、もっと前向きに考えていくべきというふうには考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 先ほども私言いました岩手県岩手町のように、市長が本気でこの平川市からオリンピック選手を出すという宣言をすれば、できないことはありません。市長もスポーツマンでありますので、そのところよろしくお願いいたします。

次に入ります。2. 武道必修化の現在の状況についてでありますけれども、平成24年度の中学校学習指導要領で武道が必修化となりました。以前の一般質問で、平川市は柔道を選択している中学校が多いとの回答があったと記憶しておりますが、柔道は講道館の創始者嘉納治五郎師範が現筑波大学の校長を務め、教育者としても力を尽くし、東洋初のI O C委員となり、日本のオリンピック初参加や、幻の1940年東京オリンピック大会誘致に功績を残した「日本体育の父」「柔道の父」と称された人が始められた競技で、礼節や、相手を思いやる気持ちを育て、不動の精神を養うものとして、子供たちには貴重な体験になり、学校教育には欠かせないものなのではないでしょうか。

武道必修化を実施してから10年ほどになるわけですが、平川市の中学校の現状としてはどのようになっているか。また、武道必修化によって、子供たちにどのような効果をもたらしているのかお伺いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 武道必修化の現在の状況についてお答えします。

議員御指摘のとおり、平成24年度に必修化となった武道については、今年度から完全実施となった新学習指導要領において、中学校1・2年生時には必修、3年生時には球技及び武道の中から選択できるとし、それぞれ適切な授業時数を配当するように定められております。

今年度、本市の4中学校では、3校で柔道、1校で剣道を種目として選択しており、年間指導計画に基づきカリキュラム編成をしております。秋あたりから空手に変える学校というのも聞いております。

例えば、柔道については、コロナ禍の対応として、柔道着の着方や礼儀・作法といった基本的な内容の指導や、組み合う活動等をせずに、受け身等の人との接触がない内容を中心に指導する予定です。実際、柔道指導に当たっている体育科教員のうち、初段以上の有段者は3名ですが、全教員が競技者レベルの指導者ではありません。ただし、学習指導要領で示している武道の指導に関する目標の中には、相手を尊重することや伝統的な行動の仕方を守ろうとすることなどが掲げられており、この実現は学校教育の中で指導において、子供たちの学校生活の基盤となる、重要なことと考えております。

このような目標面に照らし合わせた成果としては、各学校から、礼法を通して態度面での成長が見られたり、相手に対して思いやりを持つ生徒が増えたりするという手応えがあるとの報告を受けております。加えて、自分だけでなく相手の安全についても気をつける生徒が増えたという感じもあるようです。ほかには、生徒指導的な面で見ると、近年は、相手に大きなけがを負わせるような暴力行為は起こっていません。各校における昨年度の学校評価では、先生方は思いやりのある行動、言葉遣い、ルール、生活習慣

の指導をしているという項目が、本市全体で、4段階中の3.5と、高評価を得ております。

このように、武道必修化は人格形成の成長につながっており、その一助を担っているものと捉えております。今後も確実な実践が実現できるよう、教育委員会としても指導してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 武道とは武技による心身を通じて人格を磨き、見識を高め、有為の人物を育成することを目的とし、稽古に当たっては、終始礼儀を守り、基本を重視し、技術のみに偏らせず、心技体を練習するとなっているので、今言われた礼儀を通じて態度面の成長が見られたりと、相手を思いやること、それだけでも収穫と言えるのではないのでしょうか。武道は決してけがを負わせたり、暴力に使うものではないからです。

先ほど言われた4校の中で、剣道を選択している学校が1校あると言っていましたけれども、どこの中学校なのでしょう。そして剣道を選択している学校はどのような授業を行っているのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 中学校4校のうち、剣道を取り入れている学校は尾上中学校でございます。ちなみに、先ほど教育長の答弁にもありましたように、今年度、尾上中学校では空手も行うというふうな予定となっているようです。そして剣道はどんな授業かというところでございますが、礼法、竹刀の持ち方、振り方、あるいは竹刀をたたく練習ということでございます。そして空手のほう、こちらも礼法、型という形で授業を進める予定ということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） どちらも礼儀ということで、大変素晴らしいことだと思います。今、多分コロナ禍なので組んだりとかなんかそういうのを多分やらないと思うんですけども、コロナ禍の前の時点で、今までやってきた中で、けがとかそういうことをした生徒はあるのかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 軽微の捻挫等については把握してございませんけれども、例えば骨折など大きなけがはこれまではなかったというふうに聞いております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 大きなけががないというのは、柔道の場合なんですけれども、基本である受け身を徹底的に身につけることで、けがというのはほとんどないものなんです。

そしてまた、今はコロナ禍で、いろいろ接触させてないということなんですけれども、接触できるようになれば、やはり寝技の練習というのも貴重なのではないかなと思っています。なぜかという、寝技というのは立ち技と違って、けがはあまりしないということになってるので、そこら辺のところも頭に置いて指導してもらいたいということです。

そしてまた、先ほどもオリンピックについて柔道競技が大活躍したと言いましたけれども、個人的にも私は平川市柔道協会の会長をやらせてもらっているので、これを機会

に柔道に興味を持つ子供が多くなって、昔のように平川市の柔道が盛んになればいいなと期待している1人であります。これでこのところは終わります。

最後に、3. 冬期間における中学生の交通手段確保についてであります。

①乗り合いタクシーの冬期間の利用について。尾上中学校の生徒の通学手段について、夏場は自転車で通学している生徒が大半だと思いますけれども、冬期間通学するに当たり、特に、日沼、新山、蒲田、八幡崎方面の生徒は、学校まで徒歩で通学することが困難で、親御さんが朝夕の送迎をすることとなると大変な負担になることから、公共機関を利用しなければならないと考えられます。その場合、現在運行されているデマンド型乗り合いタクシーを利用することになると、片道200円、往復では400円の運賃を支払うこととなります。また、買物に使うとかであれば大した金額ではないと思いますけれども、毎日の通学に利用するとなれば、親御さんにとってかなりの金銭負担となり、兄弟で通学している場合は、家計の圧迫にもなると危惧されるところであります。

そのため、冬期間だけでも乗り合いタクシーを利用する生徒に対し、可能であれば無料としていただきたいのですが、それができない場合でも、安く利用できる通学定期券の発行とか、兄弟での利用の場合は兄弟割引を実施するなど、市として運賃の一部を負担して実施してもらうことはできないものかお伺いいたします。

②スクールバスの活用方法について。当市では、現在スクールバスを運行している箇所が葛川地区、広船地区、小国地区、碓ヶ関小と4区間ありますけれども、ほかの区域でもスクールバスを利用できるのであれば、日沼、新山、蒲田、八幡崎方面の生徒たちが安心して通学できるよう、冬期間だけでも運行することができないものかお伺いします。よろしくお祈りいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 私からは冬期間における中学生の交通手段確保の御質問のうち、乗り合いタクシーの冬期間の利用についてお答えをいたします。

尾上地域乗り合いタクシーについては、本年6月1日より実証運行を行っており、運行コースについては、小・中学校への通学も考慮し編成しております。6月から8月までは、小・中学生の通学への利用実績はありませんが、自転車の使えない冬期間の利用も含め、今後とも定期的に市内公共交通機関の周知を行ってまいりたいと考えております。

議員御質問の冬期間の通学に利用される中学生を対象とした無料運行についてであります。現在の運行形態は通学専用の乗り合いタクシーではなく、道路運送法による有償での旅客自動車運送事業として実施しているため、無料での運行はできないことになっております。また、運賃の割引については、今後、冬期間における中学生の利用状況等を踏まえ判断してまいりたいと考えております。

スクールバスの活用方法についての御質問は、教育長が答弁いたします。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からスクールバスの活用方法についてお答えします。

現在、教育委員会では、広船、碓ヶ関、葛川、小国地区の4か所のスクールバスを通年で運行しており、統廃合になった学区については、スクールバスを運行している状況であります。

議員御質問の、日沼や新山、蒲田、八幡崎方面の冬期間のスクールバス運行については、路線バスの廃止もあり、登下校を取り巻く環境が以前とは違った状況であります。当市においては、その対応策として乗り合いタクシーの運行を始めたところであります。

一方、全国的なスクールバス制度導入については、千葉県八街市の児童5人が死傷した交通事故を受け、国では通学時の児童生徒の安全安心を担保するための対策について、検討が始まったことも報道されております。

教育委員会では、こうした状況を踏まえ、今後、乗り合いタクシーの冬期間における中学生の利用状況把握や、国の動向について情報収集に努め、スクールバス運行の可否について判断したいと考えております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） このデマンド型の乗り合いタクシー、たしか平賀ハイヤーさんとの契約だと思うんですけども、その契約の設定、そしてまた、ふだんの乗車率というのはどのくらいかお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 乗り合いタクシーの利用料金と、乗車率についてお答えいたします。

利用料金につきましては、市内のコミュニティーバスと統一料金と設定されております。中学生以上が200円、それから小学生が100円、それから幼児は無料となっております。また、障がい者については半額という状況になっております。

それから乗車率でございますけれども、まず年間の実績としましては、昨年デマンド型の乗り合いタクシーとして実施しておりました尾上日沼線の状況でお答えしますと、1便当たりで1.03人、それから尾上金屋線につきましては1便当たりで1.06人。それから1日当たりで尾上日沼線が1.72人、それから尾上金屋線が1.29人となっております。それから参考までに、6月から実施してございました新たな乗り合いタクシーでございますけれども、3か月間で金屋・平賀線でございますが稼働便数が92便で、利用人数97人でございます。また、新山・平賀線でございますけれども、こちらは稼働便数が72便、利用人数が82人となっております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） この実証運行というのは期限があるのか。そして今おっしゃられたように、乗る人が少ないということで、多くの人を乗せるというのであれば、やはり冬場中学生を乗せて活発化させたほうがいいと思います。あとは日沼、新山、蒲田、八幡崎方面の生徒はどのくらいいるのか。分かる範囲でお聞きしたいんですけども。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） まず私から実証運行の期限についてお答えいたします。この実証運行の期限でございますが、実は尾上日沼線からの乗り合い型のタクシーからの延長でございます。実証運行は11月30日までとなっております。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 日沼方面の中学校の生徒数についてお答えをいたします。まず、8月24日現在でございます。日沼が10名、蒲田が2名、新山が6名、八幡崎が12名で、合計30名ということになってございます。

そして先ほど、中学生も乗せて利用すればよいのではというふうなことについては、先ほど市長も答弁していたように、制度的なものもございましてなかなか難しいというような状況でございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 例えば、今中学生が利用したとすれば、割引のほうは考えてもらえるのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 企画財政部長。

○企画財政部長（西谷 司） 現行の方式については先ほど申し上げたとおり、有償型の形で運行してございますので、今尾上地域だけの割引ということは考えてございません。市内統一した料金設定となっておりますので、その辺を御理解いただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） 平川市の長期総合プランの中で、住み続けたいまちづくりとか、快適にくらせるまちづくり、そして便利にくらす都市基盤の整備ということで、公共交通に関する施策が位置づけられているのであれば、これも予算ちょっとつけて、子供たちのためにやってもいいのではないかと思うんですけど、やはりそれも駄目なもんですかね。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 石田隆芳議員の子供たちの通学に対する強い思いは理解できますけれど、先ほど公共交通に関しましては、いわゆるお金を取って運行するという今の体系の中では、なかなか実現は難しいかと思っております。ただ御指摘いただいたことについては、今後もしできるとすれば、どういう方法があるのか。先ほど、いわゆる乗車のこと等も勘案しながら考えていきたいと御答弁申し上げましたが、そういうふうに関後検討させていただきたいと思っております。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） それなのであれば、やはりスクールバスの活用という方法が最適だと思うんですけど、距離的なもので何キロメートルからスクールバスを運行するという規定はありますか。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） スクールバスの運行に関して、距離的なそういうものがあるかということですが、そういうものはございまして、国でも特に定めているものではありません。ただ、国では僻地の学校の場合、あるいは学校が統廃合になった場合、そして過疎地域でバス路線が廃止となった場合、これに限ってスクールバスの購入費用を助成しております。その購入費用を助成するときの要件が、小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートル。これが豪雪地帯であれば、小学校が2キロメートル、中学校が3キロメートルというふうなことは示しておりますので、これは1つの目安にはなるであろうとは考えておりますけれども、厳密な基準というのは存在してございません。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） バス路線が廃止ということで、そこもバス路線廃止になって

るので日沼、新山、私ちょっと測ってみたんですけども、大体6キロメートルと今言われましたけれども、大体5.5キロメートルくらいです。500メートルなのでそのところちょっとサービスして、スクールバスを活用させてはいかがかだと思います。

親御さんが安心して学校に送り出せるように、そして何よりも子供たちが安全安心して学校へ通学できるように配慮していただけないか。最後にお聞きします。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） スクールバスの運行ということでございますけれども、先ほども少し答弁の中でもお話ししたと思いますが、まず、今、日沼だけとかそういう形の一部の地域だけのことではございませんで、それよりも全市としてどうあるべきかを考えることが必要だと思っております。距離的な問題ももちろんそうですが、先ほどの八街市の安全対策面でのスクールバスということも、今、国では検討されておりますので、そのあたりも踏まえて、教育委員会としては可否を判断したいと、少し検討したいということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 石田隆芳議員。

○4番（石田隆芳議員） よろしくお願いいたしまして、長くなりましたけれども終わります。

○議長（桑田公憲議員） 4番、石田隆芳議員の一般質問は終了しました。

午後2時40分まで休憩いたします。

午後2時24分 休憩

午後2時40分 再開

○議長（桑田公憲議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第9席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

齋藤律子議員の一般質問の方法は一問一答方式です。

齋藤律子議員、質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（桑田公憲議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） 一般質問2日目、最後の質問者となります。16番、日本共産党の齋藤律子です。それでは通告に沿って一般質問を行います。今回は4項目にわたる質問を行います。

まず、1. 子どもの医療費給付制度の拡充について、高校生までの医療費完全無料化実施についてお尋ねします。現在、平川市の子ども医療費制度は対象が0歳から中学生まで、通院及び入院に関わる医療費の自己負担が無料になっています。子育て世代のたゆまない要望や声で、就学前までの無料化が小学校卒業まで無料に、そして小学校卒業までが中学校卒業までと拡充し、償還払いだったのが現物給付となり、つまり窓口無料化になり、通院のみ無料が入院へも拡充され、所得制限撤廃の完全無料化と、幾度も過程を経て現在に至っています。そして、高校生までのさらなる制度の充実が望まれているところです。平川市の子ども医療費は令和2年度決算では約7,647万円、これはコロナ禍の中で少ない金額となっています。平成30年度は約9,076万円、令和元年度は約9,207

万円となっています。高校生の年齢まで拡充するとどのようになるのか市に試算をしてもらいました。市の財政に対する経常経費圧迫もあることから難しい問題であると思いますが、県内全域を見ても津軽地域より南部地域に高校生までの無料自治体が多く見受けられます。子育てしやすきナンバーワンを目指す平川市として子ども医療費の無料化は制度の充実のために高校生の年齢まで拡充するべきと考えています。市長の考えをお伺いします。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長、答弁願います。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員からは、子ども医療費の拡充についての御要望を頂きましたが、子ども医療費については、子育て世帯の経済的負担軽減を目的として、これまで2回にわたり大きな拡充を行ってまいりました。議員からも御指摘がありましたが、1回目は、平成29年8月から小学生までの医療費を完全無料化し、2回目は平成30年4月から中学生までの医療費を完全無料化しております。

また、未就学児、小学生、中学生及び16歳から18歳の医療費の年額をそれぞれ試算し、比較しますと、年齢が増すにつれ医療費が減少していることから、市といたしましては公費負担による支援は、先ほどの大澤敏彦議員へお答えした給食費の無償化もそうですが、義務教育までが適当であると考えております。

また、現在、子ども医療費の給付については、市町村により給付内容に差が生じており、生まれ育った地域の財政事情等により給付内容に差が生じるのは不公平であると感じております。

その不公平感の解消と、子ども医療費給付制度を維持、継続するためには、安定した財源の確保が必要であることから、引き続き、全国一律で18歳までの医療費の無料化が実現するよう、国や県へ強く働きかけてまいります。そのようなことから、当市単独での子ども医療費の拡充については実施を予定しておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） まず、この制度は青森県の中でも、私の調べでは16自治体ぐらい、高校生までの無料化を実施しています。同じ県内に住んで、市長は公平・不公平ということをおっしゃいましたが、やはりこれは、本来ならば、そう実施をしている自治体もあるので、高校生までの実施が急がれるべきではないかと思っています。

市長の答弁にもありましたように、本来ならば医療費は全国一律、国がやるべきものと思っています。そういう声を高めていくためにも、やっぱり地方でこの子ども医療費に対して、少子化の子育て支援の意味も込めてやってきたわけですが、初めは小学校入学前まで、この制度が行われて、そして子供っていうのは、日曜日でも土曜日でも、給料日前でも親の都合を考えません。病気になります。そういったときに、財布を持たなくても医療機関にかかれる、これが拡充では大変喜ばれてきたところでもあります。

高校生まではあまりかからないということですが、大体高校生、高校に行っていない人もいるんですが、788人。最近の数字ではその年齢があるそうです。大体平均の医療費が5万2,000円ちょっとかかっているということです。それを掛ければ大体どのくらい出せばいいのか分かりますが、あまり使っていないから必要がないと言うんじゃないくて、お金がそんなにかからないのであれば、これ実施してもいいのではないかと私はその反対

にと思いますが、市長、そこはどのようなふうを考えていますか。お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 子ども医療費を高校生まで拡充するというふうなことでございますけれども、これは子育て世帯にとっては、これはどこまでも無償化していくとそれはそれにこしたことはないと思います。

高校生まで拡充したらどれくらい医療費が増えていくのかといいますと、私どもの試算では4,154万円ほど増えるという予測がございます。ただ、先ほど大澤敏彦議員にも申し上げました給食費の無償化を、今後実施していくとなると1億2,000万円前後かかると思います。アバウトにいきますとそれぐらいの経費がかかります。

今回は、子育てしやすさを前面に打ち出している本市としましては、より経費負担の多い給食費の無償化のほうを実現させていくというようなことで組んでおりますので、全て無償化というふうになればいいとは思いますが、なかなかそこまではいかないということで御理解いただければと思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） その給食の無償化とこの子供の医療費、どちらがお金がかかるかということでその判断するとかじゃないんです、私は。まず、この先ほど言った4,000万円くらい拡充するとかかるわけですが、これを出せるかどうかの問題だと思っています。

この平川市の財政が、經常経費がかかるからと市長はよくおっしゃいますので、そこら辺でどうなのだろうかと。金額がたくさんかかる給食費の無料化をまずやろうとしているのですから、それはそれで評価をしたいと思います。そういう意味では5,000万円あると悠々にできる拡充なのですが、財政にどのような影響を与えるか、經常収支比率が上がるとかなんとかいろいろ前も言ってきましたが、そこはどうなんですか。市長、お答えください。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 高校生まで無償化すると、どういう財政に影響があるのかというふうなことでございますけれども、財政そのものは全て入るを量りて出ざるを制するといえますか、入ってくるお金を勘定しながら支出のほうも考えていかななくてはならないということで、トータル的なものでございます。ですからトータル的に今の財政状況の中で、どこまで子育て支援ができるかということを勘案しながら、今後の対応というのも考えていかななくてはならないと思っております。ですから、今回は高校までの無償化に関しましては、なかなか今給食費の無償化をやろうとしている中であって、そこまではいきかねるということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 大変、平行線をたどるわけですが、これからこういう施策ができてくくなってくると思っています。ぜひ市長が考えているそういう施策が長く続きますように願って、次の質問に移らせていただきます。

2番目の質問に移ります。2. オンラインの需要に対応した公共施設の環境整備について、お尋ねをいたします。

昨年からのコロナ禍の中で、東京など遠方から講師を招いての講演会や研修会など、

従来どおりにできない状況となっています。講師を招かなくとも、感染対策をしながら実施可能なオンラインによる講演会などが、コロナ禍の中で需要が増加しています。

しかし、市民が平川市の会場を借りてオンラインによる講演会などのイベントを行うと計画しても、対応できる会場がないことから、こうした需要に応えられない状況に現在あります。

平川市でも公共施設の会議室などで、オンライン講習会などが開催できるよう、インターネット環境を整備するべきと考えますが、市長の考えをお聞かせください。市長、答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 議員御質問のオンラインの需要に対応した公共施設の環境整備については、総務部長より答弁させます。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） 齋藤律子議員の各種団体などが公共施設の会議などで、オンライン講習会ができるインターネット環境を整備できないか、という質問にお答えしたいと思います。

昨年からの新型コロナウイルス感染拡大の影響により、大人数による会議、県外から講師を招いての講習会や研修会など、開催が制限される状況になっております。こうした状況においても、会議などを開催できるオンライン会議の需要が増えており、市では令和2年度より、市職員がオンラインで国や県などが主催する会議や、県外の講師による研修会に参加できるよう、オンライン用パソコンを整備したところであります。このパソコンにより、庁舎内および市内公共施設でも、オンライン会議の開催は可能になりましたが、セキュリティー対策の面から団体等へのパソコンの貸出しは行わないこととしており、施設利用者が個人のパソコンを持参して、オンライン会議を行っていただくこととなります。

次に、市民が利用可能な通信環境の整備状況につきましては、現在文化センターやひらかわドリームアリーナなどに、インターネット接続可能な公衆無線LANを設置しておりますが、電波が届かない会議室もございます。このことから、より多くの会議室などでオンライン会議が開催できるよう、通信環境の拡大について考えてまいりたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 平川市が主催する男女共同参画の催物なんかは、このオンラインで、2月ですか、行われました。私も参加をして、こういうことができるんだなと思っていたんですが。5月近くででしょうか、ちょっと問合せがありましたので、オンラインによることができないかと。そうしましたら、ちょっと貸してないということです。今、セキュリティーの問題だと分かりましたが、他の自治体ではいろいろ対応していて、申し込めば気軽に割と借りられるところもあります。そういうことから、今団体には貸さないということなんでしょうけれども、これはずっとこのままになってるのかどうか。このままいくのかどうかですね。

また、通信設備をちゃんとするということなんですが、電波が届かないところもあるのでということなんですが、今の会場借りる場合は午前幾ら、午後幾らというふうに、

終日幾らとか夜間幾らとかそういう設定がされています。その中で、これもそういうちゃんと条例もそうですけれども、いろいろなことを整備してちゃんと規定を設けるのか。それから団体には貸さないということは今だけなのか。そこもう一度よろしく願います。

○議長（桑田公憲議員） 総務部長。

○総務部長（對馬謙二） まず、市外の近隣の市町村の状況ですけれども、やはり一般の貸出しについては、近隣市町村で、今のところ私どもが調べた段階では、一般の貸出しは行われていないというふうな状況でございます。

それから利用料については、現在スクリーンとかプロジェクターとか借りるのは、今のところ料金設定はしていませんので無料で借りられます。ただ、やはり端末、パソコンを使う場合には、使った方の情報が残ったりするとか、それから悪意のあるウイルスとかデータとかの部分もございますので、やはり個人のパソコンを利用してもらいたいというふうに思います。

セキュリティ対策についても、今後は強化していきますけれども、今の段階ではやはり個人のパソコンで、悪意のあるウイルス関係もございますので、なかなか貸付けできない状況だということでございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） パソコンは持ってこなければいけないような答弁でしたけれども、きちんと問題のないように整備して、需要に応じていただきたいとします。

それでは3番目の質問に移ります。3. 新型コロナウイルス変異株の感染拡大防止対策についてお尋ねをいたします。

57年ぶりとなった東京オリンピックの開催、その後のパラリンピックの開催は、新型コロナウイルスが感染拡大をする中、緊急事態宣言下で行われました。こうした中、東京都の感染拡大は過去最多を更新し続け、医療体制の急激な逼迫を高め、また、地方へも感染が拡大し、青森県全域、そして弘前保健所管内にも3桁の感染者数が出たときもありました。

インド由来のデルタ株が主流となって感染が拡大しましたが、全国に感染拡大を招いている新型コロナウイルスの脅威は止まることを知りません。子供世代や若い世代への感染拡大、家庭内感染が急増し、受入れをする医療施設の不足で自宅療養が増え、重症化、死亡というケースも度々報告されました。

子供をコロナウイルスからどのように守るのか。また、若い世代に対するワクチン接種の促進など、課題山積の中、いざ発熱感染等に備え、しっかりと対策を講じて市民へ周知を徹底していかなければなりません。一般質問通告の後、状況が刻々と変化をしている問題ですが、それでは次のことに対し、市長、教育長より答弁をお願いいたします。

①保育現場・学校・放課後児童クラブ等における子どもの感染防止対策についてお答えください。

②若い世代に対するワクチン接種促進についてお答えください。

③発熱・感染・自宅療養に対する啓蒙活動について。それぞれの担当課に答弁が分かれることと思いますが、市長、教育長、よろしく願いをいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問の新型コロナウイルス変異株の感染拡大防止対策について、3点の御質問についてお答えをいたします。

初めに、子供の感染防止対策についてお答えをいたします。議員御指摘のとおり、デルタ株の流行で子供の感染が増加し、子供から大人への感染や、子供同士の感染、施設内でのクラスターも全国各地で発生しておりますが、現時点においては当市における施設内クラスターは発生しておりません。

厚生労働省子ども家庭局は、本年4月23日の事務連絡「保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかるQ&Aについて」で日常的な感染対策や感染者が出た場合の対応などの指針を示しており、当面はこれに沿った対応を求めています。この通知のほか、国及び県からの通知は市内各施設に随時通知しております。国の示す感染症対策の主な内容として、石けんを用いた手洗いや消毒、手が触れる机やドアノブなどの消毒、定期的な換気、マスクの着用などがあり、基本的な対策の徹底等を継続することが必要であるとされております。

また、各施設では基本的な対策の徹底以外に、サーマルカメラ、空気清浄機、玩具や歯ブラシなどの殺菌乾燥保管庫を設置するなど、独自の対策で感染予防と通常の保育・教育活動をいかに両立させるか、職員もふだんの生活に気をつけながら、日々努力して取り組んでいるとのことでありました。

市といたしましては、今後も、各施設に対し基本的な感染防止対策の徹底等の継続を依頼し、子供の感染を防いでまいりたいと考えております。

学校における感染防止対策の御質問につきましては、後ほど教育長が答弁いたします。

次に、若い世代に対するワクチン接種促進についてお答えをいたします。若い世代へのワクチン接種につきましては、8月23日より12歳から49歳までの方への接種を開始しており、9月1日からは若い世代が足を運びやすいよう、夜間及び土曜日の集団接種を実施し、接種機会の拡大を図っているところであります。

若い世代のワクチン接種の必要性につきましては、ワクチンを接種することにより、新型コロナウイルス感染症の発症予防や重症化を予防する効果が期待されますが、市といたしましては、リスクとベネフィットを総合的に勘案し、接種するかどうかの個人の判断は尊重されるべきであると考えております。また、若い世代への接種の進め方につきましては、積極的勧奨にならないようにソーシャルネットワーキングサービス、いわゆるSNSによる情報発信に重点を置き、国が発信する情報により、ワクチン接種を希望するかどうかの判断をしていただきたいと思いますと考えております。

10代から40代までの接種の状況につきましては、後ほど健康福祉部長から答弁させます。

次に、3点目の発熱・感染・自宅療養に対する啓蒙活動についての御質問にお答えいたします。8月時点における変異株の割合は、約9割が感染力が強いとされているデルタ株であり、当市を含む弘前保健所管内においても、感染爆発がいつ起こるかも分からない状況が続いております。

現在、市では新型コロナウイルス対策における市の施策と、正しい知識を市民に提供するため、月に2回毎戸配布による周知を行っております。これまでも発熱した場合の県の相談窓口など周知しておりましたが、市民の安全安心のため、発熱が起きた場合、

新型コロナウイルスに感染してしまった場合など、具体的なケース別の対応方法などについて再度周知を図ってまいります。

自宅療養に対する啓蒙活動についての御質問につきましては、健康福祉部理事より回答させます。

○議長（桑田公憲議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、学校現場の感染防止対策についてお答えします。

議員御指摘のとおり、学校は多くの児童生徒が長時間の生活を共にする場であることから、感染拡大防止に向けた対応を、まずは物的にサポートする取組と、日常生活を含めた行動様式に関する指導及び注意喚起の取組という、大きく2つを中心に進めております。

物的な取組として、新型コロナウイルス感染症に係る備品等について、令和3年度6月補正にて、国の補助事業である感染症対策等の学校教育活動継続支援事業を活用し、各学校へ80万円を予算配分しております。概要については、新型コロナウイルス感染症対策のため、各校長の判断で迅速かつ柔軟に備品を購入し対応するものです。整備状況ですが、学校長の判断によりそれぞれ内容が異なりますが、まず、空気清浄機、体育館での換気のための大型扇風機、空気中の二酸化炭素濃度を計ることができるCO₂モニター、手をかざすとセンサーが反応し、自動で泡状の石けんが出るオートソープディスペンサーといったものを購入するなど、対策に取り組んでおります。

指導及び注意喚起の取組としては、ガイドライン作成と周知によるものです。平川市教育委員会では、文部科学省による令和2年3月24日付の新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドラインなどを参考として、4月13日に新型コロナウイルス感染症に対応した小・中学校における教育活動のガイドラインを作成し、各学校に周知しました。

さらに、校長会や教頭会においても、その内容や留意点等に言及してきました。また、文部科学省や厚生労働省、県教育委員会等からの通知により、周知内容の修正や強い措置が必要な場合は、その都度改訂を行い、同様の手順を踏んで学校に呼びかけるなど、現在まで通算8回のガイドライン改訂を行っております。加えて、特に強く伝えたい内容があれば、各校にその都度文書通知をし、感染拡大防止の徹底を図れるよう取組を進めております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 私から、10代から40代までのワクチン接種の状況につきましてお答えいたします。

12歳から49歳までの方の接種の状況につきましては、8月23日より接種を開始しておりますが、令和3年8月29日現在で1回目の接種者数、接種率は、まず、12歳から19歳までの方につきましては、対象者が2,000人、接種した方が41人、接種率は2.1%となっております。

次に、20歳から29歳までの方につきましては、対象者が2,237人、接種した方が296人、接種率は13.3%となっております。

次に、30歳から39歳までの方につきましては、対象者が3,048人、接種した方が421人、接種率は13.9%となっております。

最後に、40歳から49歳までの方につきましては、対象者が3,922人、接種した方が668人、接種率は17.1%となっております。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 私からは、自宅療養に対する啓蒙活動についての御質問にお答えいたします。

初めに、治療がどのように進んでいくのかとの御質問でありますけれども、入院治療となるのか自宅療養となるのかについては、保健所並びに医療機関の判断によることとなります。自宅療養となった場合には、一定期間の外出が制限されることとなりますので、食糧や医薬品、生活用品などの準備が必要となります。このような情報についてはこれまで、周知がされておりましたので、情報収集に努め周知のほうを図っていきたいというふうに思います。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それではいろいろ聞きたいことがありますので、進めてまいります。まず、市長の答弁から、施設の子供の感染ですが施設のクラスター、発生はないということです。それで国、県から出たものは随時その施設にちゃんとお伝えしているということです。その中で手洗い、ドアノブなどの消毒や換気、マスク、このマスクということが出ましたが一つ、マスクも今、この変異株に対しては不織布が有効であるということで専門家が言っていますが、そこまで注意喚起はしているのでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 不織布についての注意喚起といいますか、指導してるのかということでございますけれども、4月に国のほうから出ました通知を基に、各施設に通知している。その後においてもその都度その都度出してきましたけれども、私の記憶からいきますと、子供たちへの不織布を推奨するような指導については見てございません。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 先ほど4月23日ということでしたね。そのときはまだ、変異株がそんなにないということで、まずこのオリンピックの期間中に置き換わってしまって、90%ということでしたが感染が拡大したわけです。そうなれば、やっぱりここら辺も、これをしなさいということは大変難しいことなんですけど、そういう情報提供などはできるのではないかと考えています。これに対して、検討していただきたいと思っておりますが後でいいです。いかがでしょうか。独自でもいいです。国から来たもの、県から来たものをそのままやるのかということですが、今、全国感染爆発してますから、ちょっと下火になったというのがありますけれども、やはり万全を期す必要があるのではないかと考えております。ここをひとつ、お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 健康福祉部長も言っておりましたが、現在マスクの種類についての周知はしてございませんので、今後毎月2回発行しているコロナ通信において、マスクの種類についても、有効なマスクというふうな部分を周知していきたいというふうに考えますのでよろしく申し上げます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 続いてですがワクチンのことです。ワクチンの接種状況が、8月29日現在で発表になりました。このことでは、9月に入って大体半月ほどたつわけですが、もう少し増えているかと思いますが、接種の状況が勧奨にならないように、個人の判断でということですが、ちょっとまだ低いように感じます。こういうときに、やはりこの変異株が入ってくると、感染が爆発してしまうような状況に平川市はまだあるのかな。若い世代を直撃しておりますから、そこいら辺はどういうふうに進めていこうとしているのか。いろいろ夜間、土曜日の接種機会を与えているということですが、他のいろいろ見ますと、来た方にいろいろ特典があるような、そういうのとかもやっているとところもあります。この接種機会を夜間、土曜日、これはいいことですが、どうやって広げていこうとしているのか。方策があればお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 齋藤律子議員からは今後接種をどう進めていくのか。どう広めていくのかということの質問かと思えます。

まず、65歳以上の高齢者について状況をお話ししますと、高齢者につきましては、7月中に希望する高齢者への2回接種完了という国の目標設定がなされております。その件については、市ではもう既に、7月中に7割は超えております。それから、8月中に12歳以上の全接種を希望される方の割合を、8月中に5割を超えなさいという国の目標設定がございましたけれども、そちらについても、あしたも一般質問の中で接種率について答弁いたしますけれども、8月中には5割はクリアしております。

それで、今後12歳から64歳以下の範囲の接種を、どう広めていくかということですが、いわゆるお勤めされている方ですとか、学生とか、通常今までは平日、日中の集団接種ですとか、個別接種の接種できていたものが、今度はお勤め人、学生に対応した接種の比重を多くしてあげないと、接種が進まないものと考えておりますので、先ほど市長の答弁にもございましたけれども、協力できる医師がございましたので、9月からは夜間、土日の集団接種を増やしてまいりたいと考えてございます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 9月は夜間、土日の接種の機会を増やしていくということですが、若い人の動向として、一時いろいろ言われました。不妊になるのではないとか。今それは最近のニュースで、そういうことはない科学的にもいろいろ検証されているわけですが、中にはそう思っている方もいるようです。

それから副反応が強いということで、接種後は仕事をなかなか休めないとかそういうこともあるようなので、やはりここら辺のことは、接種したら何か特典があるとかはないようなので答弁いただけませんでしたのであれですが、少しでもやはり感染防止のために、親から子供、子供から親もあります。そういうことが少しでも減らせるように、ここのところは市役所ではどう見えていますでしょうか。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（工藤伸吾） 全国的に見ますと、接種された方にインセンティブといいますか、特典を与えているというような事例も見聞きはしてございますけれども、市として接種が進んでいくことに対して、効果は十分分かるんですけども、あくまでも個人の接種のするしないの判断に委ねられてございますので、市としてはあまり強い接

種勸奨にならないように、SNS等でワクチンの効果とかを周知していく姿勢は変わりございません。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 割と一般的な周知方法で進めていくというふうに受け取ることができるわけですが、いつ爆発するか分かりませんので、そこはまた十分に考えて、担当のほうではぜひ接種率を高められるように願っています。

それで、もう一つ健康福祉部理事が答弁をしましたが、自宅療養、東京なんかで見ると自宅で亡くなっている方もたくさん出ているわけです。そういう場合に医療が脆弱な地区にあっては、もしこういうことが起きると大変なことになるわけですが、保健所だけではそうなれば頼ることができない面もありますので、そこは食糧をどうするのか。いろいろ一週間の食糧を段ボールに入れて配達などというのも映像で見えるわけです。ただ、いろいろ逼迫してくると治ってから食糧が届いたとか、罹患してるわけですから、電話するのも何するのも、熱が出て苦しくて動けない。食べることもできない。そういう人たちが医療を受けられないということは、異常な日本の実態です。そういうことのためにちゃんとやっていかなきゃいけない。これは方向性としてはどう思っていますか。下火になったからあんまり急がなくてもいいと思っていますか。そこを一言お願いします。

○議長（桑田公憲議員） 健康福祉部理事。

○健康福祉部理事（對馬謙二） 齋藤律子議員御指摘のように、自宅療養に関しては私どもも非常に危惧しておりまして、様々な家庭環境によっていろいろなケースが想定されます。

確かに東京都で出している自宅療養向けのハンドブックというふうなもの、私どもも内容については検討している部分もございます。さらには食糧とか医薬品、それからどのような形で施術が受けれるか。また、どういうふうな形で療養できるかということもひっくるめて、先ほど答弁でも申しましたが、情報収集に努めて周知のほうを図っていきたいというふう考えてます。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） これは本当にいざとなったら待ったなしの課題だと思いますので、ぜひ具体化してどうするのか決めてほしいと思います。

それでは教育長に伺います。備品80万円予算の配分です。その中身もいろいろ空気清浄とかCO₂モニター、石けんが出てくる自動のそういうものとかお答えいただきましたが、学校ごとに違うと思いますが、やはり一番学校で多いものとか、傾向です。ちゃんと配分したものを、各学校の確認しているのかどうかも含めて、どういう傾向のものを学校では、大人数のところと、子供の数が多いたと少なかったところではまた違うと思いますが、そこをお知らせください。

○議長（桑田公憲議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（三上裕樹） 学校における物的サポートの内容でございます。こちらのほうは、来年の2月までの事業となっておりますので、まだ全てが完了しているものではございません。

国からは、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるようにまず学校に配分すると。校

長が必要だと思ふものを購入するという事で、多いものということであれば大型扇風機、パーティション、このパーティションは子供たちを仕切るとかでなくて、職員室とか応接とかそういうことに使うためのパーティションになります。あとはサーマルカメラなど、今現在報告が上がってきている多いものということになります。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） いずれにせよ、やっぱり感染拡大があるものとして現場、担当部局、頑張ってもらいたいと思います。

それでは、4番目の質問に移ります。4. コロナ禍の農業振興についてお尋ねをいたします。

①販売、消費拡大の取組についてお伺いをします。昨年から続いているコロナ禍において、直売所等に出品している生産者は農産物の売上げが減少し、感染が拡大するたび落胆を繰り返し、長引くコロナ禍に生産意欲を奪われ元気をなくしています。

地産地消や消費拡大を目的に開催されていたひらかわフェスタも昨年、今年と2年連続中止となりました。集客が多いイベントは活気があり、PR効果も高く、参加者にとっても魅力のあるものでありますが、一方、感染対策が難しく三密になる場面が発生しやすくなります。また、長時間の開催は、空間におけるエアロゾルの発生懸念も考えられます。こうしたコロナ禍においては、規模を縮小して短時間でも開催に効果が期待できる消費拡大や農産物のPRを目的としたイベントを、市が主体となって考えるべきと思いますが、この件につき市の見解をお伺いします。市長、答弁をお願いします。

また、地域の生産者団体が桃やブドウ、りんご、野菜などの収穫時期に合わせた自発的に開催をする小規模な直売イベントに対し、会場や宣伝等など市の支援が必要不可欠と思っています。市の支援に対し考えをお聞かせください。市長、答弁をお願いします。

②生活困難者に対する米の支援活動についてお尋ねをします。現在、平川市は令和3年産の米の稲刈り作業の真っ最中ですが、先日発表された主食米生産者向けの令和3年産概算金の大幅な引下げは、米農家に衝撃を与え、今後の再生産や農業経営に大きな不安を与えています。令和2年産と比べると、つがるロマンとまっしぐらが3,400円、青天の霹靂が500円の引下げと発表になっております。

板柳町議会では、9月10日の定例会閉会日に、全議員の発議による生産者の経営支援や再生産意欲の確保を国や県に働きかけることを求める意見書提出を決めたとの報道です。この場を借りてですが、平川市議会でも県・国に対し、意見書提出を議長が先頭に立ち、進めてくださるようお願いを申し上げます。

コロナ禍の中で、失業や自宅待機で生活が困窮する女性や学生が全国で生まれ、各地で様々な団体による食糧支援活動が行われています。長引くコロナ禍における米の需要の消失は生産者の責任ではありません。

本来ならば、政府が主食米については価格と需要に対し責任を持つべきことなのですが、少しでも消費拡大、米余り現状の解決につながってほしいと願うことから、平川市でもこうした社会情勢に鑑み、米の支援活動に取り組むべきと思っています。方法は様々ではありますが、親元を離れて暮らす県内、県外の学生等に米の支援活動を行ってほしいと願っています。以上につき市長、答弁をお願いいたします。

○議長（桑田公憲議員） 市長。

○市長（長尾忠行） 齋藤律子議員御質問のコロナ禍の農業振興について、まず販売消費拡大の取組についてでありますけれど、議員御提案の規模を縮小したイベントは、三密が発生しにくく、準備期間が短くて済みますが、コロナ禍においては、集客イベントを安定して開催することが難しいため、インターネットやSNSを活用し、農産物のPRや消費拡大の取組を実施してまいります。

また、地域の生産者団体が自発的に実施する小規模な直売イベントへの支援であります。それぞれの団体が創意工夫を持って農産物を販売することは、地域の活性化にもつながるものと考えております。

このような、地域の生産者団体が実施する取組を情報発信することは、集客や、各生産者団体への波及効果が期待されますので、チラシの回覧や市ホームページなどへの掲載により、広く周知していきたいと考えております。なお、コロナ禍での開催に当たっては、イベントの規模の大小にかかわらず、感染状況を十分見極めながら、適切に開催の判断をしていただく必要がありますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、生活困難者に対する米の支援活動についてお答えします。現在も、新型コロナウイルスの感染が拡大し、移動や行動が制限されていることから、これまで以上に経済的、精神的にも大きな負担を抱えている学生は、多くいるものと感じております。昨年度は、県外の学生を対象に、米やりんごジュースなど、当市の特産品をお届けする事業を実施し、多くの学生を元気づけることができたと考えております。県外の学生が、ふるさと平川市に思いをはせ、コロナ禍の中でも学業に励んでいただきたいことから、今年度も、当市の特産品を届けることができるよう検討してまいります。

○議長（桑田公憲議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） このコロナ禍の停滞する基幹産業、何とかして議会人としても頑張っていきたいと思っておりますが、この感染の状況を把握するのがとても難しいものがあります。感染は絶対出してはなりませんので、そういう中で市と連携をして、こういう取組をしていくことも必要ではないかと思っております。

また、米の支援と併せて農産物とか物産とか継続するということですが、米余りですので、米の量を多少とも多く、そして県外だけでなく県内にいる市を離れている人たちにも支援をお願いをし、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（桑田公憲議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は、14日、午前10時開議とします。

本日は、これをもって散会します。

午後 3 時42分 散会

